

山口県国民保護計画

令和 6 年 1 1 月

山 口 県

目 次

第1編 総 論	1
第1章 県の責務、計画の性格、構成等	1
1 県の責務及び計画の性格	1
2 県国民保護計画の構成	2
3 用語の意義	2
4 県国民保護計画の見直し、変更手続	5
5 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	5
第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	8
1 関係機関の事務又は業務の大綱	9
2 関係機関の連絡先	12
第4章 県の地理的、社会的特徴	13
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	19
1 武力攻撃事態	19
2 緊急対処事態	21
第2編 平素からの備えや予防	22
第1章 組織・体制の整備等	22
第1 県における組織・体制の整備	22
1 県の各部局における平素の業務	22
2 県職員の参集基準等	24
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	26
4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備等	27
第2 関係機関との連携体制の整備	28
1 基本的考え方	28
2 国の機関との連携	28
3 他の都道府県との連携	29
4 市町との連携	30
5 指定公共機関等との連携	31
6 ボランティア団体等に対する支援	32
第3 通信の確保	33
第4 情報収集・提供等の体制整備	35
1 基本的考え方	35
2 警報等の通知に必要な準備	35
3 市町における警報の伝達に必要な準備	36
4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	36
5 市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	38
6 被災情報の収集・報告に必要な準備	38
7 市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	39

第5章	研修及び訓練	40
1	研修	40
2	訓練	40
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	42
1	避難に関する基本的事項	42
2	救援に関する基本的事項	43
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	44
4	交通の確保に関する体制等の整備	45
5	避難施設の指定	46
6	市町における避難及び救援に関する平素からの備え	47
第3章	生活関連等施設の把握等	48
第1章	生活関連等施設の把握等	48
1	生活関連等施設の把握	48
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	49
3	市町における平素からの備え	50
第2章	県が管理する公共施設等における警戒	51
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	52
1	基本的考え方	52
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	52
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	53
4	市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	53
第5章	国民保護に関する啓発	54
1	国民保護措置に関する啓発	54
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	54
3	市町における国民保護に関する啓発	55
第3編	武力攻撃事態等への対処	56
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	56
1	山口県緊急事態連絡室の設置	56
2	山口県国民保護対策本部に移行する場合の調整	60
3	市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	61
第2章	山口県国民保護対策本部の設置等	62
1	山口県国民保護対策本部の設置	62
2	通信の確保	76
第3章	関係機関相互の連携	77
1	国の対策本部との連携	77
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	77
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	78
4	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	78
5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	79
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	79

7	県の行う応援等	80
8	ボランティア団体等に対する支援等	81
9	住民への協力要請	81
第4章	警報及び避難の指示等	82
第1	警報の通知及び伝達	82
1	警報の通知等	82
2	市町長の警報伝達の基準	84
3	緊急通報の発令	85
第2	避難の指示等	87
1	避難措置の指示	87
2	避難の指示	89
3	県による避難住民の誘導の支援等	103
4	避難実施要領	106
5	避難所等における安全確保等	110
第5章	救援	112
1	救援の実施	112
2	関係機関との連携	113
3	救援の内容	114
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	117
5	救援の際の物資の売渡し要請等	118
第6章	安否情報の収集・提供	121
1	安否情報の収集	121
2	総務大臣に対する報告	122
3	安否情報の照会に対する回答	122
4	日本赤十字社に対する協力	123
5	市町による安否情報の収集及び提供の基準	124
6	指定地方公共機関による安否情報の収集への協力	124
第7章	武力攻撃災害への対処	125
第1	生活関連等施設の安全確保等	125
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	125
2	武力攻撃災害の兆候の通報	125
3	生活関連等施設の安全確保	126
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	128
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	131
6	武力攻撃原子力災害への対処	132
第2	NBC攻撃による災害への対処	133
1	NBC攻撃による災害への対処	133
第3	応急措置等	136
1	退避の指示	136
2	事前措置	137
3	警戒区域の設定	137

4	応急公用負担等	1 3 8
5	消防に関する措置等	1 3 8
第8章	被災情報の収集及び報告	1 4 1
第9章	保健衛生の確保その他の措置	1 4 3
1	保健衛生の確保	1 4 3
2	廃棄物の処理	1 4 3
3	文化財の保護	1 4 4
第10章	国民生活の安定に関する措置	1 4 6
1	生活関連物資等の価格安定	1 4 6
2	避難住民等の生活安定等	1 4 8
3	生活基盤等の確保	1 4 8
第11章	交通規制	1 5 0
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	1 5 2
第4編	復旧等	1 5 6
第1章	応急の復旧	1 5 6
1	基本的考え方	1 5 6
2	ライフライン施設の応急の復旧	1 5 6
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	1 5 7
第2章	武力攻撃災害の復旧	1 5 8
1	基本的考え方	1 5 8
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 5 9
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 5 9
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	1 5 9
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 6 0
4	市町が国民保護措置に要した費用の支弁等	1 6 0
第5編	緊急対処事態への対処	1 6 1
1	緊急対処事態	1 6 1
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 6 1

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、計画の性格、構成等

我が国の平和と安全を確保するためには、不断の外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。

しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、またはそのおそれがある場合、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。

このため、山口県は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）に基づき、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合や平時に大規模なテロ等が発生した場合に、県内に居住又は滞在している人の生命、身体及び財産を保護するため、住民の避難や救援及び武力攻撃災害への対処に関する措置など、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）等を定めた「**山口県国民保護計画**」を作成する。

本計画の作成主体である県の責務、計画の性格、構成等は以下のとおりである。

1 県の責務及び計画の性格

(1) 県の責務（法 3 条関係）

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の性格（法 3 4 条関係）

この計画は、県内において、主に県、市町、指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、また、市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）の基準を示すものである。

なお、この計画で定める国民保護措置を円滑に実施するために運用上必要となる事項については、別途定めるものとする。

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態における対処

資料編

3 用語の意義

この計画で使用する用語等の意義は次のとおり。

(1) 法令名

用語等	意 義	備 考
法（必要に応じて「国民保護法」）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	

(2) 機関名等

用語等	意 義	備 考
指定行政機関	事態対処法第2条第5号の規定による機関	対処措置を実施する国の中央行政機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの	法第2条

指定公共機関等	指定公共機関および指定地方公共機関	
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所の長	法第 6 1 条
消防組合	消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合	法第 6 2 条
警察官等	警察官、海上保安官または自衛官	法第 6 3 条
警察署長等	警察署長、海上保安部長等または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第 6 3 条第 1 項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の長	法第 6 4 条
消防吏員等	消防吏員、警察官または海上保安官	法第 9 8 条

(3) 武力攻撃関連

用語等	意 義	備 考
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第 2 条
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第 2 条
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第 2 条
武力攻撃事態等	武力攻撃事態および武力攻撃予測事態	事態対処法第 1 条
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第 2 2 条
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害	法第 2 条
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法第 1 0 5 条
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第 1 8 3 条
ゲリラ	不正規軍の要員	
特殊部隊	正規軍の要員	
N B C 攻撃	核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）または化学兵器（chemical weapons）による攻撃	

(4) 国民保護措置関連

用語等	意 義	備 考
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置（同項第6号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）	法第2条
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第183条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）	法第172条
要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第52条
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）	法第52条
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者	法第75条
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）	法第81条 では「物資」
特定物資	救援物資であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第81条
生活関連等施設	次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの 1 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの 2 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設	法第102条 (発電所、ガス発生設備、浄水施設、ダム、危険物質等の取扱所等)
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの	法第103条 (消防法で規定する危険物等)

4 県国民保護計画の見直し、変更手続

(法 34 条関係)

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 37 条第 3 項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要）。

5 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

(市町)

(法 35 条、36 条関係)

市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成にあたっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重 （法5条関係）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済 （法6条関係）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供 （法8条関係）

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保 （法3条関係）

県は、国、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力 （法4条関係）

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

（法7条関係）

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 （法 9 条関係）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 （法 22 条関係）

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

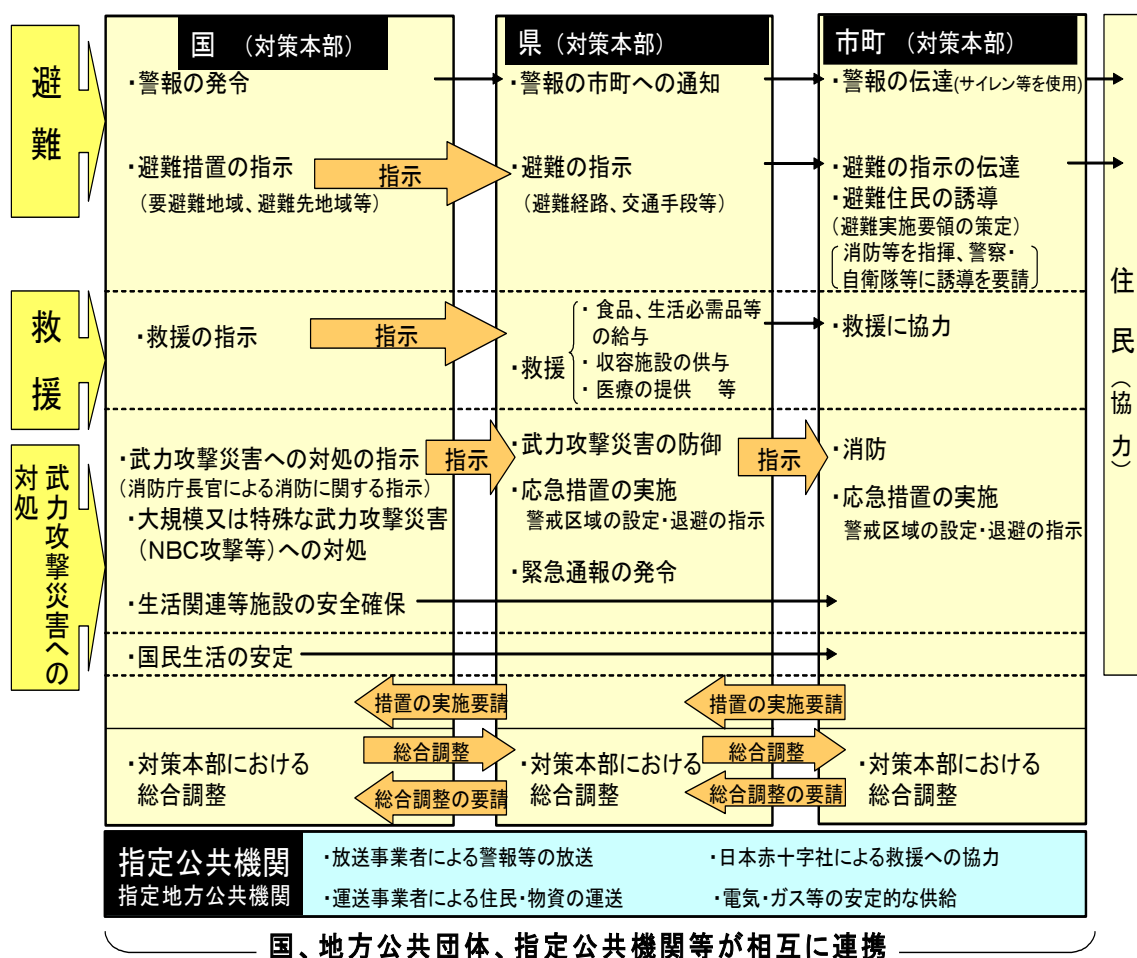
(9) 本県の地域特性への配慮

県は、国民保護措置の実施に当たっては、本県の地域特性（①有人離島が多いこと、②自衛隊基地等、在日米軍基地が存在すること、③臨海部に石油コンビナートが存在すること）について配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】（〔 〕は指定行政機関）

機関の名称	事務又は業務の大綱
〔警察庁〕 中国四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
〔防衛省〕 中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
〔総務省〕 中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関するこ と 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
〔財務省〕 中国財務局 （山口財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
〔財務省〕 門司税関（下関税関支署、 宇部税関支署、徳山税関支 署、岩国税関支署）	1 輸入物資の通関手続
〔厚生労働省〕 中国四国厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
〔厚生労働省〕 山口労働局	1 被災者の雇用対策
〔農林水産省〕 中国四国農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
〔林野庁〕 近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
〔経済産業省〕 中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
〔経済産業省〕 中国四国産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全

[国土交通省] 中国地方整備局 九州地方整備局(港湾関係)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
[国土交通省] 中国運輸局 (山口運輸支局：本庁舎) (山口運輸支局：徳山庁舎) 九州運輸局 (下関海事事務所)	1 運送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両・船舶の安全保安
[国土交通省] 大阪航空局 (広島空港事務所) (北九州空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
[国土交通省] 福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
[気象庁] 福岡管区気象台(下関地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
[海上保安庁] 第六管区海上保安本部 徳山海上保安部 広島海上保安部 (岩国海上保安署、柳井海上保安署) 第七管区海上保安本部 仙崎海上保安部 門司海上保安部 (下関海上保安署、宇部海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の分類	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
西日本高速道路(株) (中国支社)	1 高速道路の管理
日本赤十字社 (山口県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行 (下関支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、市町、消防、関係指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関の連絡先（名称、担当部署、所在地、電話・FAX・e-mail、その他の連絡方法）について整理し、連絡窓口を把握しておく。

なお、事態対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び当該本部設置時の指定行政機関の連絡先等については、当該本部が設置された時点で国から通知される。

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

(1) 地形

本県は、本州の最西端に位置し、面積は6,112.60k m²であり、地勢を形づくる中国山地は、1,337mの寂地山を最高峰とし、山地が西に延びるにしたがって、数脈に分岐し、丘陵の山地又は台地が瀬戸内海と日本海に向かって広がり、平地が乏しく、急傾斜地が多い。

また、一級河川は佐波川と小瀬川のみで、概して急流の中小河川が多く、三方が海に開かれており、海岸線の延長は約1,500kmと非常に長い。

(位置)

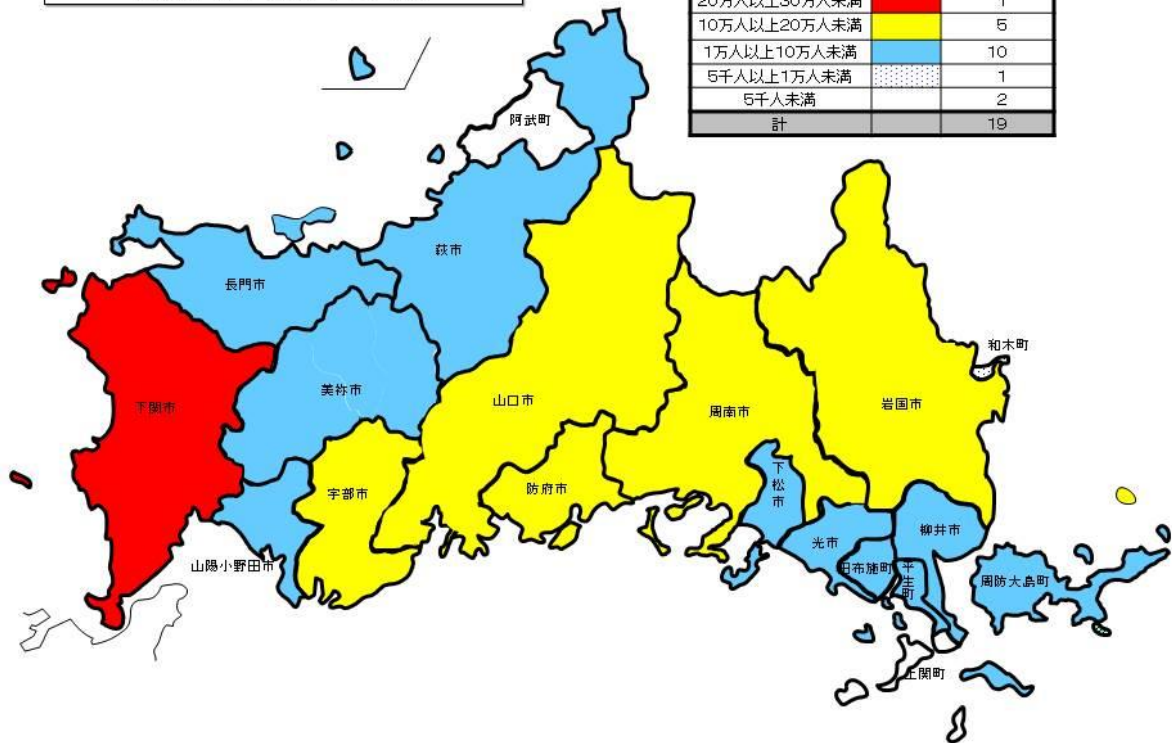
方 位	地 名	極限経緯度
東 端	周防大島町諸島	東経132度30分
西 端	下関市蓋井島	東経130度46分
南 端	上関町八島	北緯 33度43分
北 端	萩市見島	北緯 34度48分

(2) 人口分布

県内には県域全体に求心性を持つ中心的な都市はなく、複数の中小都市（30万人を超える都市はない）が存在し、分散型の人口分布となっている。

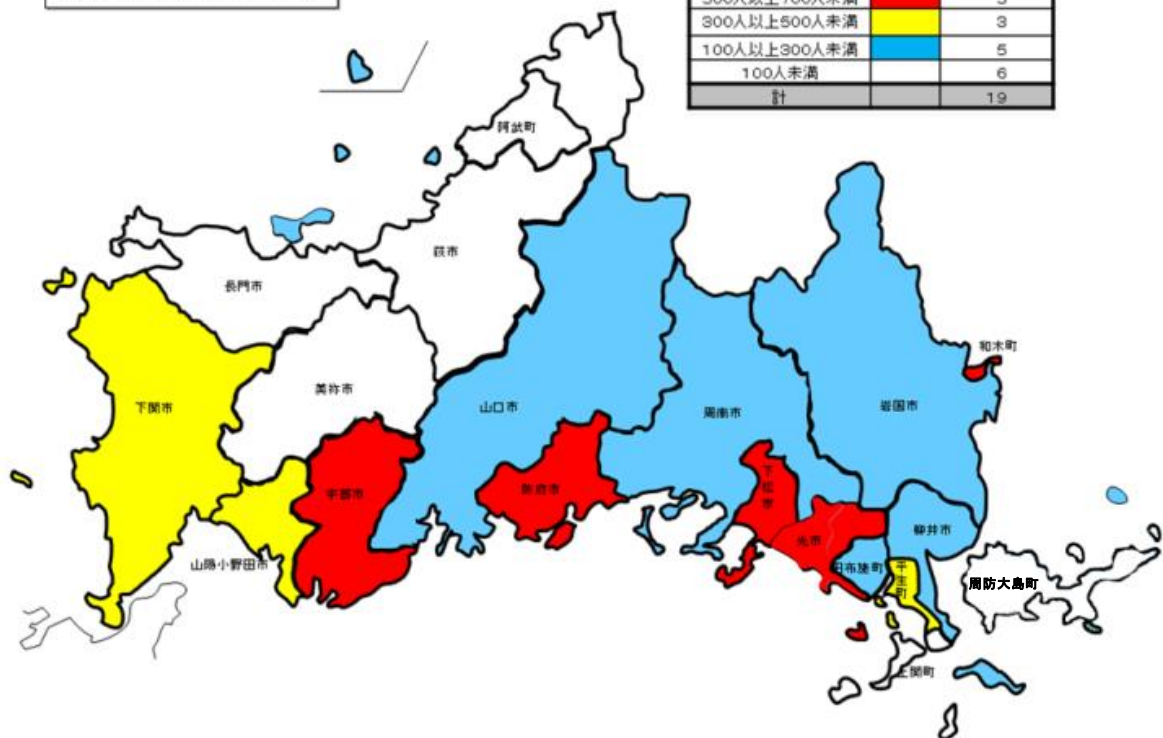
県内の市町村の人口の状況

区 分	表示	該当市町数
20万人以上30万人未満		1
10万人以上20万人未満		5
1万人以上10万人未満		10
5千人以上1万人未満		1
5千人未満		2
計		19



県内の市町村の人口密度

区分(1平方kmあたり)	表示	該当市町数
500人以上700人未満		5
300人以上500人未満		3
100人以上300人未満		5
100人未満		6
計		19



(3) 交通基盤

本県の道路は、高速自動車国道が3路線（中国縦貫自動車道、山陽自動車道、関門自動車道）、一般国道が17路線、県道が262路線で、市町道を含めると、総延長は16,797.9 km（R4.4.1現在）となっている。

主要な幹線道路としては、中国縦貫自動車道と山陽自動車道を主軸に、山陽側に国道2号、山陰側に国道191号、県庁所在地山口市を経てこれを連絡する国道9号、また陰陽連絡機能などの道路交通ネットワークを形成する国道187号、262号、315号、316号、376号、434号、437号、489号、490号、491号等の一般国道がある。

また、鉄道は、JRが山陽新幹線、山陽本線、山陰本線、岩徳線、山口線、宇部線、小野田線、美祢線の8路線、私鉄が錦川鉄道の1路線がある。

このほか、空港は、山口宇部空港（宇部市）と岩国錦帯橋空港（岩国市）が存在し、港湾は、三方が海に開かれていることから、国際拠点港湾2港（下関港、徳山下松港）、重要港湾4港（岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港）、地方港湾23港の計29港にのぼる。



(4) 国民保護に及ぼす本県の地域特性

本県の主な地域特性として、①有人離島が多いこと、②自衛隊基地等、在日米軍基地が存在すること、③臨海部に石油コンビナートが存在することの3点が挙げられ、これらの地域特性について、住民の避難誘導等の措置を講ずる上で、考慮する必要がある。

特性①：有人離島が多数存在

ア 本県は三方が海に開け、内海、外海いずれにも多数の離島が散在し、現在、21の有人離島を有している。

イ 離島人口は、2,628人（R6.4.1現在）。人口が最も多いのが萩市見島の617人。最少は、萩市の櫃島の2人。千人を超える離島はない。

ウ 面積は、最大が柳井市平郡島の16.6km²。最小は岩国市黒島の0.5km²。

平郡島以外に10km²を超える離島はない。また、1島で一市町を構成する離島はなく、いずれも一市町の行政区域の一部（一部離島）であり、いずれも小規模離島である。

エ 本土からの平均距離は12.8km。最長が見島の44.3km、最短が周防大島町の情島の1.0km。見島以外は、本土近接型離島（本土の中心都市から航路時間1時間圏内）。

＜本県の有人離島の状況＞

（単位：人、km、分、トン、人）

島名	市町名	人口 (R6)	本土との 距離	離島航路		
				所要時間	総トン数	旅客定員
はしま 端島	岩国市	16	22.0	36	19	70
柱島		108	26.0	～		
黒島		13	23.0	59		
情島	周防大島町	30	1.0	15	5	25
浮島		172	5.0	30	19	62
前島		6	5.9	20	9	28
笠佐島		6	2.0	7	5	12
平郡島	柳井市	230	22.2	60	★198	258
馬島	田布施町	25	1.5	8	14	48
佐合島	平生町	6	1.9	8		
祝島	上関町	275	16.0	15	43	75
八島		18	12.0	35	19	58
牛島	光市	30	8.4	20	41	61
大津島	周南市	179	10.0	30	★145	200
野島	防府市	65	14.8	30	83	95
蓋井島	下関市	80	14.0	40	49	80
六連島		78	6.0	20	19	80
見島	萩市	617	44.3	70	273	200
大島		564	8.0	25	★323	150
櫃島		2	10.5	10	5	5～10
相島		108	14.2	40	★197	130
21島		2,628	12.8			

※ 櫃島は、個人所有船舶を借上使用。★はフェリー。

特性②：自衛隊基地等、在日米軍基地が存在

ア 自衛隊基地等

県内には、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の８個基地等が存在する。

	基地等名	主な部隊名
陸上自衛隊	山口駐屯地（山口市）	第17普通科連隊
	防府分屯地（防府市）	第13飛行隊
海上自衛隊	岩国航空基地（岩国市）	第31航空群
		第111航空隊
	小月航空基地（下関市）	小月教育航空群
	下関基地（下関市）	下関基地隊
航空自衛隊	防府北基地（防府市）	第12飛行教育団
	防府南基地（防府市）	航空教育隊
	見島分屯基地（萩市）	第17警戒隊

イ 在日米軍基地

本県には、米海兵隊岩国航空基地が存在し、同基地は、岩国飛行場とその関連施設である祖生通信所からなっている。岩国飛行場の使用区分別の面積は、米軍（専用及び共同使用区域）約 7 8 9 ha、愛宕山地区（運動施設・米軍家族住宅等）約 7 6 ha、自衛隊（専用）約 3 ha、計約 8 6 8 ha となっている。

基地人口は、米軍（軍人・軍属、家族、日本人従業員）、自衛隊（隊員）合わせて約 1 3, 0 0 0 人（R 2. 2 時点）となっている。

《参 考》

基地の提供面積内訳

（単位：約千㎡）

市 場所	岩国市	大竹市 （阿多田島） （甲島）	総面積
岩国飛行場	8, 6 4 7	1	8, 6 4 8
祖生通信所	2 4		2 4
計	8, 6 7 1	1	8, 6 7 2

岩国飛行場の使用形態

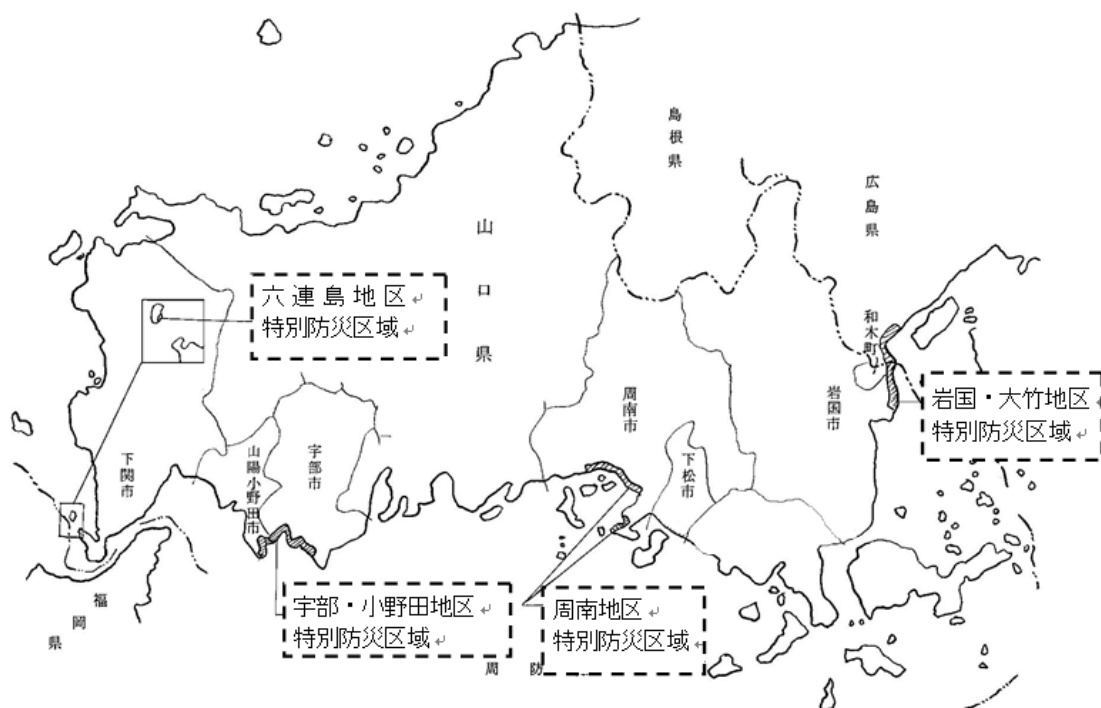
（単位：約千㎡）

使 用 区 分	面 積
米軍への提供区域（提供面積） ※ 共同使用区域を含み、愛宕山地区を除く	7, 8 9 1
愛宕山地区（提供面積） ※ 運動施設・米軍家族住宅等	7 5 7
自衛隊専用区域（行政財産面積）	3 3
計 （岩国飛行場総面積）	8, 6 8 1

特性③：臨海部に石油コンビナートが存在

本県には、瀬戸内側を中心に、臨海部に4地区の「石油コンビナート等特別防災区域」(根拠法：石油コンビナート等災害防止法)が存在する。

<県内の特別防災区域の配置>



第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急処理事態は、以下のとおりとする。

1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、着上陸侵攻など4類型を対象とし、それぞれの特徴及び留意点は、以下のとおり。

①着上陸侵攻

特 徴	留 意 点
・ 国民保護措置実施地域が広範囲。期間が長期。武力攻撃予測事態において住民避難も想定。 ・ 船舶による上陸の場合、小型船舶が接岸しやすい沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合、大型輸送機の離着陸可能な空港が目標になりやすい。 ・ 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が発生。石油コンビナートなどでは二次被害の発生も想定。	・ 事前準備可能。先行避難、広域避難。武力攻撃災害広範囲。 ・ 攻撃終結後の復旧が課題。

②ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	留 意 点
・ 事前予測困難。突発的な被害発生の可能性。 ・ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等に対する注意必要。 ・ 被害は狭い範囲に限定。汚い爆弾（ダーティボム）の使用も想定。	・ 攻撃当初は屋内に一時避難。その後、適当な避難地へ移動。 ・ 緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等。

③弾道ミサイル攻撃

特 徴	留 意 点
・ 発射段階で攻撃目標の特定困難。短時間で着弾。 ・ 弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）に応じて被害の様相、対応に相違。 ・ 通常弾頭の場合、NBC弾頭に比べ、被害は局限化。家屋、施設等の破壊、火災等。	・ 迅速な情報伝達と適切な対応により被害を局限化。 ・ 屋内避難、消火活動中心。

④航空攻撃

特 徴	留 意 点
・ 事前予測が比較的容易だが、対応の時間が少なく、攻撃目標の特定困難。 ・ 都市部、ライフラインのインフラ施設が目標になることも想定。 ・ 意図達成まで攻撃が繰り返される可能性。 ・ 通常弾頭の場合、家屋、施設等の破壊、火災等。	・ 攻撃の目標地を限定せず広範に屋内避難。 ・ 生活関連等施設の安全確保措置必要。

また、NBC攻撃の場合の特徴及び留意点は、以下のとおり。

《核兵器等》

特 徴	留 意 点
・ 当初は核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって被害発生。 ・ 放射性降下物は、爆心地付近から逐次風下方向に拡散し被害範囲拡大。	・ 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療必要。 ・ 風下への避難を避ける。 ・ 外部被爆や内部被爆の抑制、汚染地域への立入制限、要員の被爆管理必要。

《生物兵器》

特 徴	留 意 点
・ 人に知られず散布可能。潜伏期間に感染者が移動し、被害拡大。 ・ ヒトを媒体とする生物剤では、二次感染により被害拡大。	・ 国による一元的情報収集、データ解析等により、感染源、汚染地域を特定。 ・ 病原体の特性に応じた医療、蔓延防止対策が重要。

《化学兵器》

特 徴	留 意 点
・ 風下方向に拡散。神経ガスは空気より重く、下をほうように拡散。	・ 原因物質の検知、汚染地域の特定。風上の高台に住民を誘導。 ・ 汚染者の除染、原因物質の特性に応じた救急医療。 ・ 汚染地域の除染、原因物質の除去重要。

2 緊急処理事態

県国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。

なお、県は、緊急処理事態における対処については、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・ 危険物積載船への攻撃 ・ ダムの破壊	・ 爆発、火災による住民被害、建物、ライフライン等の被災 ・ 危険物拡散による沿岸住民被害、港湾、航路の閉塞 ・ 下流での被害多大

②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破	・ 爆破、施設崩壊による人的被害多大

(2) 攻撃手段による分類

①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入	・ 爆弾の破片、熱や炎等による被害、放射線による後年のガン発症 ・ 生物兵器の場合と同様。毒素の特徴は化学兵器の特徴と類似 ・ 化学兵器の特徴と同様

②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来	・ 施設の破壊に伴う人的被害。施設規模により被害の大きさに差異。建物、ライフライン等が被災

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各部局における平素の業務（全部局）

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から、その準備のための業務を行う。

【県の各部局における平素の業務】

部 局 名	平 素 の 業 務
総 務 部	・ 国民保護計画の作成に関すること。 ・ 国民保護協議会の設置、運営に関すること。 ・ 国民保護に関わる市町その他関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 指定地方公共機関の指定に関すること。 ・ 避難施設の指定に関すること。 ・ 国民保護訓練の実施に関すること。 ・ 他県との相互応援協定に関すること。 ・ 国民保護に関する普及・啓発に関すること。 ・ 特殊標章の交付に関すること。 ・ 警報の通知及び緊急通報の発令のための通報システムの整備・点検に関すること。 ・ 庁舎等の整備、点検に関すること。 ・ 安否情報システムの整備に関すること。 ・ 危険物、高圧ガスの保安対策に関すること。 ・ 消防職員等に対して行う特殊災害教育に関すること。 ・ 自主防災組織の育成・支援に関すること。 ・ 資機材の備蓄・整備に関すること。 ・ 米軍岩国基地との連絡調整に関すること。
総合企画部	・ 報道機関との連絡調整に関すること。 ・ やまぐち情報スーパーネットワークの管理運営に関すること。 ・ 庁内情報システムの保全管理に関すること。

部 局 名	平 素 の 業 務
環境生活部	・ 県民活動団体（ボランティア、NPO等）の把握、支援に関すること。
健康福祉部	・ 避難所の運営体制の整備に関すること。 ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の状況把握及び支援体制の整備に関すること。 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 ・ 生活必需品の備蓄に関すること。 ・ 毒物、劇物の保安対策に関すること。 ・ 県医師会等関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 病院、社会福祉施設との連絡調整に関すること。 ・ 赤十字標章等の交付に関すること。
産業労働部	・ 大型商業施設等集客施設の把握に関すること。 ・ 火薬類の保安対策に関すること。
観光スポーツ 文化部	・ 県内観光客の情報収集に関すること。 ・ 県内の外国人への情報提供のための体制整備に関すること。 ・ バス、トラックその他輸送手段に対する支援要請体制の確立に関すること。 ・ バス、トラックその他運送事業者の輸送能力の把握に関すること。
農林水産部	・ 食品供給事業者の把握に関すること。 ・ 農林業用施設の把握に関すること。 ・ 水産業施設、漁港施設の把握に関すること。 ・ 漂流物等の情報収集・情報伝達に関すること。 ・ 避難用船舶（漁船）の把握に関すること。
土木建築部	・ 道路、ダム、空港、港湾施設の把握及び保安対策に関すること。 ・ 想定避難路等の関係機関との事前調整に関すること。 ・ 公営住宅の把握に関すること。 ・ 土木建築資材の状況把握及び建設業協会等との連絡調整に関すること。
企 業 局	・ 発電施設、工業用水道施設の把握及び保安対策に関すること。
教 育 庁	・ 文教施設等の保全に関すること。 ・ 公立学校等への警報伝達体制整備に関すること。 ・ 国民保護に関する啓発及び教育に関すること。
警 察 本 部	・ 警備体制の整備に関すること。 ・ 情報の収集・連絡体制の整備に関すること。 ・ 住民等に対する情報伝達・広報体制の整備に関すること。 ・ 関係機関との協力体制の構築に関すること。 ・ 交通規制に係る体制及び施設の整備に関すること。 ・ 装備資機材の整備に関すること。 ・ テロ対策等訓練の実施に関すること。

2 県職員の参集基準等 (全部局)

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災に関する体制を活用することにより、24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【事態レベルに応じた県の体制、参集職員】

事態レベル	体 制	参 集 職 員
I	担当課による情報収集体制	防災危機管理課・消防保安課職員
II	緊急事態連絡室設置	知事、副知事、総務部長、総合企画部長、警察本部長、その他知事が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員、防災危機管理課、消防保安課職員
III	国民保護対策本部設置	全ての県職員

【事態レベルの判断基準】

事態等の認定	事態レベルの判断基準	事態レベル (体制)
武力攻撃事態等の認定がない段階	武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合	I (情報収集体制)
	国による武力攻撃事態等の認定はないが、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手し、対策本部に準じた体制が必要となった場合	II (緊急事態連絡室)
武力攻撃事態等の認定があった段階	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知がない場合	II (緊急事態連絡室)
	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合	III (国民保護対策本部)

① 担当課（防災危機管理課）による情報収集体制の配備は、知事と協議の上、総務部理事（危機管理担当）が行う。

② 緊急事態連絡室の設置は、知事が行う。

③国民保護対策本部は、国からの指定の通知に基づき設置する。

④県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

(4) 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び防災危機管理課・消防保安課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応 (全部局)

県の幹部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員】

国民保護対策本部	名 称	代替職員 (第 1 順位)	代替職員 (第 2 順位)
本部長	知 事	副知事	総務部長
副本部長	副知事	総務部長	総務部次長
本部員	総務部長	総務部次長	人事課長
〃	総合企画部長	総合企画部次長	政策企画課長
〃	東京事務所長	東京事務所次長	東京事務所総務担当
〃	環境生活部長	環境生活部次長	県民生活課長
〃	健康福祉部長	健康福祉部次長	厚政課長
〃	産業労働部長	産業労働部次長	産業政策課長
〃	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長	観光政策課長
〃	農林水産部長	農林水産部次長	農林水産政策課長
〃	土木建築部長	土木建築部次長	監理課長
〃	会計管理局長	会計課長	会計課副課長
〃	公営企業管理者	企業局長	企業局総務課長
〃	企業局長	企業局総務課長	企業局総務課副課長
〃	教育長	副教育長	教育政策課長
〃	副教育長	教育政策課長	教育政策課副課長
〃	警察本部長	警備部長	警備部災害対策官

(6) 職員の服務基準

県は、体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目の実施に努める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

（法6条関係）

(1) 国民の権利利益の迅速な救済（防災危機管理課・学事文書課・健康福祉部）

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するために、総務部内に総合的な窓口を開設し、手続項目の内容に基づき、担当課を決定し、該当課へ通知する。

なお、基本的に当該国民保護措置を実施した課を担当課とする。

担当課は、学事文書課や外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【想定される国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第3項）
	車両等の破損措置に関すること。 （法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段）
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。（法第85条第1・2項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請に関すること。 （法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）
	医療の実施の要請等に関すること。（法第85条第1・2項）
不服申立てに関すること。（法第6条、175条）	
訴訟に関すること。（法第6条、175条）	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存（学事文書課）

県は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県公文書等管理条例の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備等

（市町）

市町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町長及び国民保護担当職員へ連絡がとれる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方 (防災危機管理課)

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 米軍基地に関係する省庁との連携

県は、武力攻撃事態等において、米軍基地周辺の住民及び米軍基地内の日本人従業員の安全を確保し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、米軍と調整する必要がある事項や米軍との連携のあり方に関し、平素から関係省庁との緊密な連携を図る。

2 国の機関との連携 (防災危機管理課)

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(法 12 条関係)

(1) 広域応援体制の整備 (全部局)

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 広域応援協定の締結等 (防災危機管理課)

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている広域応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における広域応援体制を整備する。

この場合において、防災のために締結されている広域応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

【国民保護における広域応援協定一覧】

協 定 名 称	応 援 内 容
中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定	物資、資機材の提供、職員の派遣等
九州・山口 9 県武力攻撃災害等時相互応援協定	〃
関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	〃
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	〃
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	〃
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	〃

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化 (警察本部)

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、装備資機材の整備・充実や隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 緊急消防援助隊の支援体制整備 (消防保安課)

県は、消防庁及び他の都道府県と連携し、また、県内代表消防本部等と調整を図りながら、緊急消防援助隊による人命救助活動等が円滑に実施できるよう、その支援体制の整備を図る。

(5) 近接する県との間での情報共有

(防災危機管理課・健康福祉部・観光スポーツ文化部・土木建築部)

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、輸送手段等に関し、近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、各健康福祉センター及び環境保健センターは、上記の近接する県との間

で緊密な情報の共有を図る。

(6) 近接する県に対する事務の委託（全部局）

県は、近接する県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

4 市町との連携 （防災危機管理課・消防保安課）

(1) 市町の連絡先の把握等

県は、県内の市町との緊密な連携を図る。

なお、市町の連絡先は、資料編に掲げるとおりとし、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町の行うべき事務の代行（法14条関係）

県は、市町長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町国民保護計画の協議（法35条関係）

県は、市町国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町間の連携の確保

県は、近接する市町が相互の市町国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、県内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、県や市町が行う国民保護措置に係る訓練への消防団の参加促進について配慮

する。

5 指定公共機関等との連携

(防災危機管理課・消防保安課)

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、県内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、資料編に掲げるとおりとし、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告 (法36条関係)

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

【防災における県と関係機関との主な協定】

協 定 名 称	関 係 機 関
災害時における応急生活物資の供給に関する協定 (LPガス)	(一社)山口県LPガス協会
災対法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	山口県警察本部、西日本旅客鉄道(株)
アマチュア無線による災害時応援協定	(一社)日本アマチュア無線連盟山口県支部
災害時における仮設トイレの供給に関する協定	山口県衛生仮設資材事業協同組合
災害救助に必要な物資の調達に関する協定(食糧・水・生活必需品)	山口農協直販(株)他
災害救助に必要な物資の調達に関する協定(飲料水)	日本果実工業(株)
災害時の医薬品等調達に関する協定	山口県薬業卸協会他
災害時の衛生材料等調達に関する協定	山口県医療機器販売協会
災害時の医療ガス等調達に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会中国地域本部
災害救助又はその実施に関する業務委託契約 (医療等)	日本赤十字社山口県支部
集団発生傷病者救急医療対策に関する協定	(一社)山口県医師会他
大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (建設業)	(一社)山口県建設業協会
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会
道路の通行障害、損傷等の情報提供に関する業務協定	山口中央郵便局長
タクシーによる110番、119番通報協力協定書	(一社)山口県乗用自動車協会他
災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定	(一社)山口県トラック協会

災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等支援に関する協定	山口県石油商業組合
災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定	山口県水難救済会他

6 ボランティア団体等に対する支援

(防災危機管理課・消防保安課・県民生活課・厚政課)

(1) 自主防災組織に対する支援（防災危機管理課・消防保安課）

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、自主防災組織の自主性を尊重しつつ、国民保護措置についての訓練の実施を促進するとともに、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（県民生活課・厚政課）

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備（防災危機管理課）

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項（防災危機管理課）

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの管理・運用に努める。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運 用 面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 県警察における通信の確保（警察本部）

県警察は、中国四国管区警察局、県及び市町と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(4) 市町における通信の確保（市町）

市町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

また、合併市町においては、周波数の統合を行うなど、旧市町村間の接続に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方 (防災危機管理課・警察本部)

(1) 情報収集・提供のための体制の整備 (防災危機管理課)

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項 (防災危機管理課)

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有 (防災危機管理課)

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備 (警察本部)

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通管制用テレビカメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備 (法48条関係) (防災危機管理課・警察本部)

(1) 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編に掲げるとおりとする。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 (関係部局)

県は、警報の伝達が必要な県内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町との役割分担も考慮して定める。

(3) 通報体制の確立（防災危機管理課・関係部局）

県は、警報等の通知・伝達が迅速に行えるよう、あらかじめ通報先や伝達先ごとに連絡責任者を定めるなど、通報体制の確立を図る。

(4) 市町に対する支援（警察本部）

県は、市町が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町に対し必要な支援を行い、県警察は、市町が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町との協力体制を構築する。

3 市町における警報の伝達に必要な準備

（法４７条関係）

（市町）

市町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

（法９４条関係）

（防災危機管理課）

県は、安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努める。

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県が安否情報を収集する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する様式第１号及び第２号の安否情報収集様式による。また、県が消防庁に報告する様式は、安否情報省令第２条に規定する様式第３号の安否情報報告書による。

（安否情報省令で定める各様式は資料編に掲載）

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、安否情報システム及び山口県総合防災情報システムの活用など、必要な体制整備を図る。

また、市町の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ市町の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第1条に定める様式第1号及び第2号、並びに第2条に定める様式第3号の周知徹底を図る。

5 市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(法94条関係) (市町)

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて、あらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(法126条、127条関係) (防災危機管理課)

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、山口県総合防災情報システムの活用など、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町に対し、被災情報の報告を下記の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分

山 口 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 令和 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 症	軽 症			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

7 市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

（法１２６条、１２７条関係）（市町）

市町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 職員等に対する研修機会の確保（防災危機管理課・消防保安課）

県は、国の研修機関の研修課程等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

また、市町と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

(2) 外部有識者等による研修（防災危機管理課・消防保安課・人事課）

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(3) 消防職員等に対する教育の実施（消防保安課）

県は、消防職員等に対して、危険物質等に関する専門知識の修得、安全管理を優先した効果的な消防戦術を指揮できる能力の向上を図るための教育を行う。

2 訓練

（法42条関係）（防災危機管理課・警察本部）

(1) 県における訓練の実施

県は、市町とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、国民保護計画の実効性の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 訓練への住民の参加については、どこまでも、住民の自発的な協力に委ねられるものであり、その要請に当たって強制にわたることがないよう留意する。
- ⑥ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者が行う訓練に対し、必要な支援に努める。
- ⑦ 県警察は、必要に応じ、警察官による指示、標示の設置等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(関係部局)

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

※【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 県の地図
 - (※ 各対策本部員が同一の地図を共有できるよう、卓上に広げることが可能な大きさの地図)
 - (※ 地形の起伏や河川的位置等の地理的な状況が明らかなもの)
- 区域内の人口分布
 - (※ 市町毎の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト)
- 輸送力のリスト
 - (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
 - (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
 - (※ 知事の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、市町、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援 (防災危機管理課・警察本部)

県は、市町が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項 (関係部局)

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

※【県対策本部において集約すべき基礎的資料】

- ・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備
- 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
 - (※ 特に、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 特に、大量の食料や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網を把握)
 - (※ 仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等)
- 関係医療機関のデータベース
 - (※ 災害拠点病院やN B C 攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ)
 - (※ N B C の専門知識を有する医療関係者のリスト)
- 救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 墓地及び火葬場等のデータベース
 - (※ 墓地及び火葬場等の所在及び対応可能数等)

(2) 電気通信事業者との協議 (法78条関係) (防災危機管理課)

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の実施の要請方法等 (法 85 条関係) (健康福祉部)

県は、県医師会を通じ、医療機関に対し救護班の派遣を要請するなど、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC 攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町との調整 (法 76 条関係) (健康福祉部)

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町が行うこととすることができることから、市町が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

(法 71 条、79 条関係)

(防災危機管理課・観光スポーツ文化部・農林水産部・土木建築部)

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握 (観光スポーツ文化部・土木建築部)

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

※【把握しておくべき輸送力に関する情報】

- | |
|---|
| ① 保有車輛等(鉄道、バス、トラック、船舶、飛行機等)の数、定員 |
| ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など |

(2) 輸送施設に関する情報の把握 (観光スポーツ文化部・農林水産部・土木建築部)

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

※【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

- | | |
|-------|---------------------------|
| ① 道路 | (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など) |
| ② 鉄道 | (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など) |
| ③ 港湾 | (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など) |
| ④ 漁港 | (漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など) |
| ⑤ 飛行場 | (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など) |

(3) 輸送経路の把握等（土木建築部）

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な輸送経路の把握に努める。

(4) 離島における留意事項

県は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示される運送事業者の航空機や船舶の使用等についての考え方を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、県は、市町及び運送事業者と連携し、以下に掲げる情報の把握に努める。

※【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段② 想定される避難先までの輸送経路③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制④ 島内にある港湾、漁港、空港等までの輸送体制 など |
|---|

4 交通の確保に関する体制等の整備（警察本部）

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、既存の交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を活用する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認制度は既存の取扱要領を活用する。

(4) 道路管理者等との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者及び放送事業者（主にラジオ）と密接に連携する。

5 避難施設の指定 (法 148 条関係) (防災危機管理課)

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅牢な建築物や地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。

(6) 市町及び住民に対する情報提供

県は、市町による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 市町における避難及び救援に関する平素からの備え (市町)

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市町は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(3) 市町長が実施する救援

市町は、知事との調整の結果、市町長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握 (法102条関係) (関係部局)

(1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ・ 施設の種類
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	本県の関係課
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	産業政策課
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通政策課
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理課
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	港湾課
	9号	ダム	国土交通省	河川課 農村整備課 企業局総務課

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	本県の関係課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防保安課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	産業政策課
	4号	高压ガス	経済産業省	消防保安課
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防災危機管理課 医務保険課
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省、農林水産省	薬務課
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等（防災危機管理課・消防保安課・警察本部）

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保（関係部局）

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言（警察本部）

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町における平素からの備え （市町）

市町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第2 県が管理する公共施設等における警戒（全部局）

県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、以下のとおり、予防対策について定める。

県は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

なお、テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策として、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などのほか、施設の種別等に応じた対策を講ずることとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方 (防災危機管理課・健康福祉部)

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携の下で対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備 (防災危機管理課・健康福祉部)

(1) 防災のための備蓄との関係 (法146条関係)

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 (法145条関係)

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町その他関係機関との連携 (法147条関係)

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町その他関係機関と連携する。

＜参考＞

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等 (全部局)

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する工業用水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備 (市町)

市町及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(法43条関係) (防災危機管理課・国際課・教育庁)

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、それぞれの実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発に努める。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、公立学校(園)において、様々な機会を通じて、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等に努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(防災危機管理課・警察本部)

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町長等に対する通報や不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知に努める。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者がとるべき措置の周知

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知するよう努める。

3 市町における国民保護に関する啓発 （市町）

市町は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

国における武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合、さらには、武力攻撃事態等の認定は行われたものの、本県に対して国民保護対策本部設置についての指定の通知がない場合においても、状況に応じて、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な体制を確立することが必要となる。

このため、県は、こうした事態において、「**山口県緊急事態連絡室**」を設置し、国からの情報収集や市町および関係機関と相互に連携協力することにより、的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう初動体制を確立する。

1 山口県緊急事態連絡室の設置 (全部局)

(1) 設置基準

- I 国において武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急事案」という。）に関する情報を入手し、知事が緊急事態連絡室の設置が必要であると認めた場合
- II 国において事態等の認定が行われたものの、国から本県に対して国民保護対策本部を設置すべき都道府県の指定が行われていない場合（既に I に該当している場合を除く。）

(2) 廃止基準

- I 緊急事案が終結した場合（武力攻撃事態等の認定が行われている場合を除く。）
- II 武力攻撃事態等が終結した場合
- III 山口県国民保護対策本部へ移行した場合
- IV その他知事が廃止することが適当と認めた場合

(3) 組 織

山口県緊急事態連絡室は次の者をもって組織する。

室 長：知 事（事故があるときは、副知事が代理）

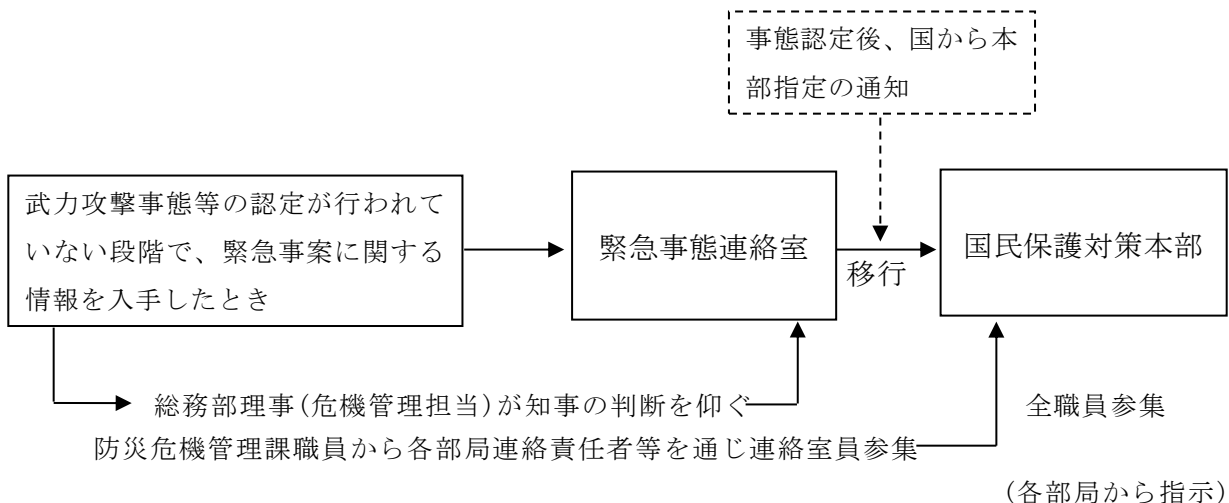
室 員：副知事、総務部長、総合企画部長、警察本部長、その他室長が指名する者

事務局：総務部理事（危機管理担当）、防災危機管理課職員

(4) 設置場所

山口県緊急事態連絡室は、原則として「災害対策室」（県庁２階）に設置する。

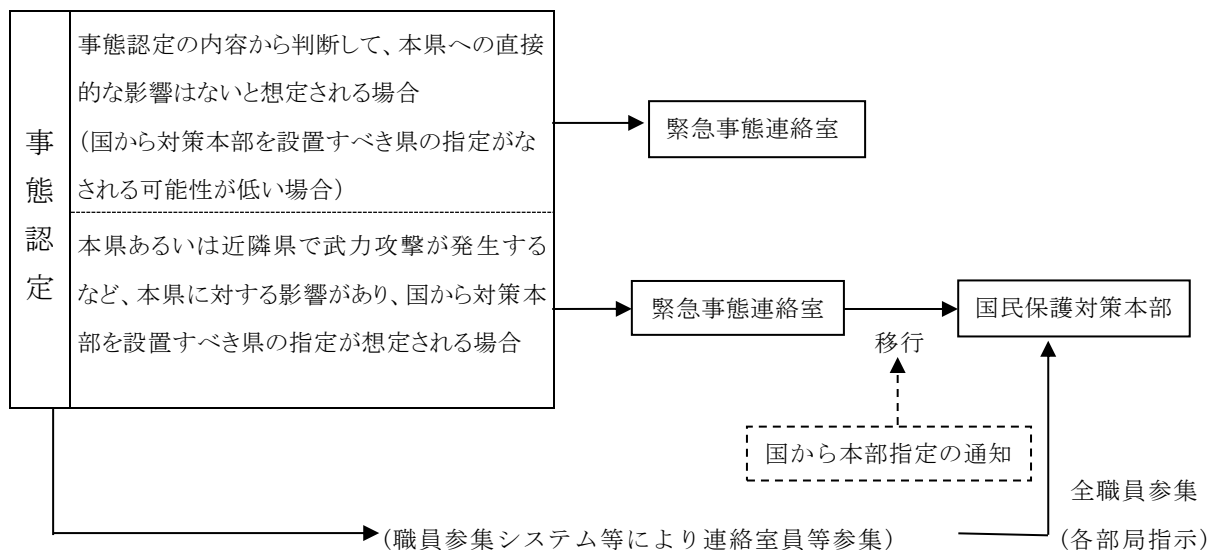
設置基準Ⅰ （緊急事案に関する情報を入手した場合）



※職員の参集

- ① 緊急事案に関する情報を入手した防災危機管理課職員は、総務部理事(危機管理担当)に連絡。
総務部理事(危機管理担当)は、知事、副知事、総務部長に、すみやかに情報を伝達し、緊急事態連絡室の設置、室員の指名等、初動体制に関する指示を仰ぐ。
- ② 緊急事態連絡室を設置すべきと判断された場合、防災危機管理課職員は、関係部局連絡責任者を通じ関係部局長（室員）に対し、緊急事態連絡室に参集するよう連絡する。
- ③ その後において、国において武力攻撃事態等の認定が行われ、国から対策本部を設置すべき県の指定を受けた場合、各部局は、直ちに全職員を参集させ、対策本部体制へ移行する。

設置基準Ⅱ（事態認定後、本県に国民保護対策本部の指定の通知がない場合）



※職員の参集

- ① 事態認定の内容から、直ちに本県への影響はないものの、万一に備えておく必要があると考えられる場合、知事は、室員を指名し、緊急事態連絡室体制をとる。
- ② 事態認定の情報を入手した防災危機管理課職員は、職員参集システム等により、関係職員の参集を行う。
関係職員：知事、副知事、各部局長、県教育長、警察本部長、各部局連絡責任者
- ③ 事態認定の内容から、国から本県が対策本部を設置すべき県に指定される可能性が高い場合は、各部局を通じて、全職員参集の準備を行う。

(5) 緊急事態連絡室設置の連絡

緊急事態連絡室を設置したときは、関係機関にその旨を連絡し、報道発表する。

※災害対策室からの一斉FAX等を活用

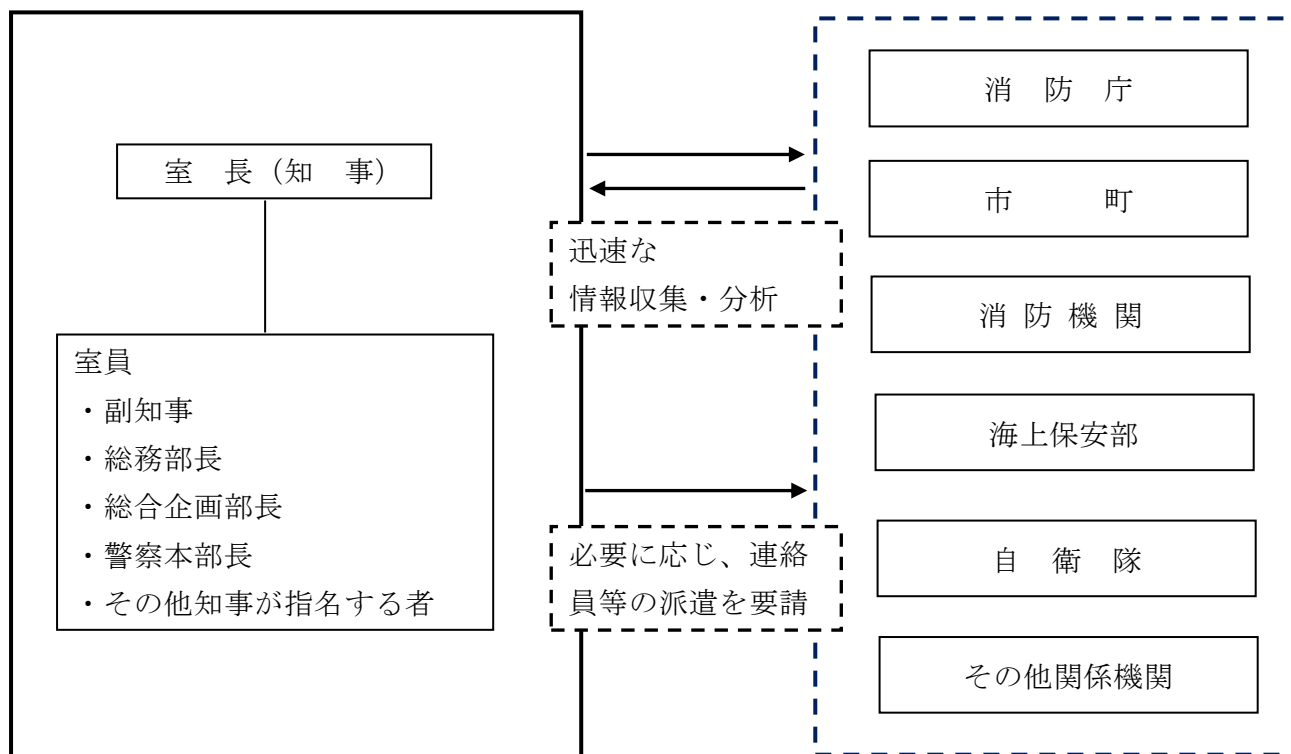
連 絡 先	連絡責任者
国（総務省消防庁国民保護運用室）	防災危機管理課
警察庁	警察本部警備課
市町長	防災危機管理課
関係指定公共機関（２２）	
指定地方公共機関（ガス事業者２）	

連 絡 先	連絡責任者
指定地方公共機関(輸送事業者 3)	防災危機管理課
〃 (山口県医師会)	
〃 (放送事業者 4)	
県の他の執行機関	
その他の機関	関係部局
県議会	議会事務局
近隣県	防災危機管理課

(6) 緊急事態連絡室の事務及び初動措置

- ① 県は、武力攻撃事態等の認定前においては、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。
- ② 県は、武力攻撃事態等の認定後においては、県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、緊急通報の発令や市町と連携して退避の指示等の措置を講じる。
また、県は、事態の状況によっては、迅速に対策本部に移行できるよう準備に努めるほか、国に対して本県を国民保護対策本部を設置すべき都道府県に指定するよう要請を行う。
- ③ 室長（知事）は、情報の収集等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、「山口県緊急事態連絡室会議」を招集する。
- ④ 知事は、自衛隊、消防本部その他関係機関に対して、必要に応じ、連絡員等の派遣を要請する。
- ⑤ 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

山口県緊急事態連絡室



※警察本部長にあつては、状況により、代行の者が出席するものとする。

2 山口県国民保護対策本部に移行する場合の調整

(防災危機管理課)

山口県緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、本県に対し、国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合においては、直ちに山口県国民保護対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

なお、県対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

3 市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(市町)

- (1) 県が、山口県緊急事態連絡室を設置した場合には、武力攻撃事態等の認定前にあつては、緊急事案に係る市町において、県に準じた対応をとるものとし、武力攻撃事態等の認定後において、市町国民保護対策本部の指定がない場合には、県内全市町は県に準じた対応をとるものとする。
- (2) 市町が「緊急事態連絡室（仮称）」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部（以下「市町対策本部」という。）を設置すべき市町の指定の通知があった場合は、直ちに市町対策本部を設置し、「緊急事態連絡室（仮称）」等は廃止するものとする。
- (3) (2)の場合において、市町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第2章 山口県国民保護対策本部の設置等

武力攻撃事態等において、国から、本県に対し、県対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに「山口県国民保護対策本部」を設置し、県内での国民保護措置の総合的な推進を図る。

1 山口県国民保護対策本部の設置 (全部局)

(1) 設置基準

内閣総理大臣から、総務大臣を経由して、県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けたとき
(法27条関係)

(2) 廃止基準

内閣総理大臣から、総務大臣を経由して、県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたとき
(法30条関係)

(3) 設置手順

① 知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに「山口県国民保護対策本部」を設置する。

※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、県対策本部に切り替える。

(4) 職員の参集

① 全職員の参集

県対策本部が設置されたときは、全職員は直ちに参集する。

② 参集指示系統

- ・ 対策本部設置の通知を受けた防災危機管理課職員は、職員参集システム等により、関係職員の参集を行う。
- ・ 各部局連絡責任者は、部局内各課、関係出先機関の連絡責任者に対し、各所属職員の参集の指示を行い、体制の確立に努める。

③ 参集場所

原則として、本部員、各部連絡責任者、防災危機管理課職員は災害対策室に参集し、その他の職員については各所属に参集する。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参加できない場合は、最寄りの県総合庁舎等の県関係施設、市町役場に非常参集する。

(5) 対策本部の設置場所

山口県国民保護対策本部は、原則として「災害対策室」(県庁2階)に設置する。

なお、県庁舎が被災した場合など、災害対策室が使用不能な場合を想定し、次に掲げる順位で予備施設を指定する。

〔第１位〕 山口総合庁舎または山口総合保健会館

〔第２位〕 山口市外の総合庁舎等（事態により判断）

(6) 県対策本部の設置の連絡

県対策本部が設置された時は、緊急事態連絡室設置に準じ、関係機関（関係指定公共機関（２３）追加）にその旨を連絡し、報道発表する。

※災害対策室からの一斉ＦＡＸ等を活用

連 絡 先	連絡責任者
国（総務省消防庁国民保護運用室）	防災危機管理課
警察庁	警察本部警備課
市町長	防災危機管理課
関係指定公共機関（２２）	
指定地方公共機関（ガス事業者２）	
〃（運送事業者３）	
〃（山口県医師会）	
〃（放送事業者４）	
県その他の執行機関	関係部局
その他の機関	
県議会	議会事務局
近隣県	防災危機管理課

(7) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等（法２６条関係）

知事は、本県が県対策本部を設置すべき県として指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、県対策本部を設置すべき県として指定を行うよう要請する。

また、市町長から、市町対策本部を設置すべき市町として指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

※事態の発生原因に応じた（初動）体制の確立（防災危機管理課）

本県において、県民生活の安定、県民の生命、財産に重大な被害を及ぼすあるいは及ぼすおそれのある緊急事態が発生した場合、事態の発生原因に応じ、次の体制を確立する。

体 制	緊急事態の類型
山 口 県 災 害 対 策 本 部	自然災害及び事故災害
山口県国民保護対策本部	武力攻撃事態等及び緊急対処事態
山口県危機管理対策本部	上記以外の緊急事態

(8) 組織体制 (法 28 条関係)

山口県国民保護対策本部の組織は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及び各対策部をもって構成する。なお、知事が必要と認めるときは、山口県国民保護対策地方本部（以下「地方本部」と言う。）を設置する。

山口県国民保護対策本部



(9) 県対策本部長の権限（法２９条関係）

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

総合調整権	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県、市町、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。（法第２９条第１項）
職員派遣の求め	国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連携を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。（法第２９条第３項）
総合調整の実施	特に必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。（法第２９条第４項）
	市町対策本部長から、県、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請を受け、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行う。（法第２９条第６項）
情報の提供	総合調整を行うため必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、必要な情報の提供を求めることができる。（法第２９条第８項）
報告・資料の提供	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整の対象となる機関に対し、国民保護措置の実施状況について報告・資料の提出を求めることができる。（法第２９条第９項）
措置の求め	県警察、県教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求めることができる。（法第２９条第１０項）

(10) 本部員会議

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、山口県国民保護対策本部員会議を招集する。

県対策本部員会議における協議・報告事項は、次のとおり。

- ①国の指示に関する事項
- ②県対策本部の国民保護措置の実施に関する事項（総合調整に関する事項を含む。）
- ③県対策本部内の各部及び市町国民保護対策本部相互の調整に関する事項
- ④市町の被災状況及び国民保護措置の実施状況
- ⑤指定公共機関等との連携推進に関する事項
- ⑥国、他の都道府県及び関係機関に対する応援要請に関する事項
- ⑦その他国民保護措置に関する重要な事項

(11) 広報（防災危機管理課・広報広聴課）

① 県対策本部の広報を総括するために広報責任者を置き、広報広聴課長をもって充てる。

② 広報手段

広報は、広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に情報を提供する。

③ 留意事項

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることに留意し、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

また、県対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、知事自らが記者会見を行う。

(12) 対策本部事務局（防災危機管理課・消防保安課・広報広聴課）

対策本部を円滑に運営するため、次のとおり、対策本部に事務局を置く。

事務局長：総務部理事（危機管理担当）

事務局員：防災危機管理課職員、消防保安課職員、広報広聴課職員

(13) 地方本部

地方本部は、要避難地域、避難先地域等における国民保護措置の実施組織として、本部長の指示に基づき本部員会議において決定した対策の実施に当たる。

地方本部長：地域行政連絡協議会会長

班の設置：班長は各出先機関の長

所掌事務：地方本部構成機関が行う国民保護措置の調整等

(14) 各対策部、地方本部の所掌事務（全部局）

各対策部及び地方本部は、それぞれの役割に応じた班を編成し、以下のとおり所掌事務を行う。

①対策本部の所掌事務（全部局）

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
総 務 部	防災危機 管理 (事務局)	防災危機 管理課 消防保安課	・ 国民保護対策本部の設置・運営・廃止に関すること。 ・ 本部員会議に関すること。 ・ 国民保護に関わる市町その他関係機関との連絡調整に関する こと。 ・ 警報、避難の指示の通知、緊急通報の発令等に関すること。 ・ 国民保護措置の総合調整に関すること。 ・ 国対策本部との連絡調整 ・ 市町対策本部との連絡調整 ・ 警察、教育委員会に対する必要な措置の実施要求 ・ 指定地方行政機関に対する必要な措置の実施要求 ・ 指定（地方）公共機関に対する必要な措置の実施要求 ・ 県域を越える避難、救援を実施するための他県との調整 ・ 国民保護措置の実施状況、被災情報その他情報のとりまとめ に関すること ・ 地方本部との連絡調整に関すること。 ・ 現地対策本部の設置に関すること。 ・ 特殊標章等の交付・使用許可に関すること。 ・ 知事の対外事務の総合的処理に関すること。 ・ その他国民保護措置の実施に関し、他班で対応困難な事項に 関する調整に関すること。 ・ 対策本部での決定事項に関する市町、関係機関への情報の伝 達に関すること。 ・ 防災行政無線（地上系・衛星系）等通信施設の管理運営に関 すること。 ・ 危険物、高圧ガス取扱事業者等に対する保安対策の指導に関 すること。 ・ 安否情報のとりまとめに関すること。 ・ 消防本部との連絡調整に関すること。 ・ 消防団および自主防災組織の活動状況の把握に関すること。
	職 員	人 事 課 給与厚生課	・ 部内各班及び本部事務局との連絡調整に関すること。 ・ 職員の非常動員に関すること。 ・ 本県職員の派遣、他の地方公共団体等の職員の受入れに関す ること。 ・ 被災職員の救済に関すること。 ・ 職員の食料等の確保に関すること。 ・ 職員の健康管理に関すること。
	財産管理	管 財 課	・ 県有施設の総括的な管理等に関すること。 ・ 県有施設の警戒態勢の確保に関すること。 ・ 県庁来庁者の避難誘導、保護安全対策に関すること。

総 務 部	学事文書	学事文書課	- 山口県立大学及び私立学校等に対する警報等の伝達、施設の保全に関すること。 - 国民の権利利益に関する文書等の適切な管理保存に関すること。
	基地対策	岩国基地対策室	- 中国四国防衛局との連絡調整に関すること。 - 米軍（岩国基地）からの情報収集及び米軍からの要請に関する調整に関すること。
	財 政	財 政 課 税 務 課	- 国民保護措置等に必要な財政措置に関すること。 - 県税の減免、徴収猶予等の措置に関すること。
	秘 書	秘 書 課	- 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 - 本部長及び副本部長の行動日程の調整及び関係部への連絡に関すること。
総合 企画部	政策企画	政策企画課	- 部内各班及び本部事務局との連絡調整に関すること。 - 地方本部（県民局等）との連絡調整の支援に関すること。 - 東京連絡部を通じた政府、中央省庁等からの情報収集及び対策本部への情報提供に関すること。 - 全国知事会との連絡調整に関すること。
	広報広聴 （事務局）	広報広聴課	- 報道機関との連絡調整に関すること。 - 対策本部事務局に関すること。 - 安否情報の照会の受付、回答に関すること。 - 国民保護措置及び武力攻撃災害等の広報及び広聴に関すること。 - 国民保護措置及び武力攻撃災害等に関する要望及び相談の総括的処理に関すること。
	情報通信	デジタル 政策課 デジタル・ ガバメント 推進課	- やまぐち情報スーパーネットワークの管理運営に関すること。 - 庁内情報システムの保全管理に関すること。
	市町対策	市 町 課	市町の行財政運営の支援に関すること。
	協 力 班	統計分析課 中山間地域づくり 推進課	部内の各班、他部の応援に関すること。
東京 連絡部		東京事務所	- 政府、中央省庁等からの情報収集に関すること。 - 在京県関係者の安否情報の確認に関すること。
環 境 生 活 対策部	生活総務	県民生活課	- 部内各班及び本部事務局との連絡調整に関すること。 - 県民活動（ボランティア、NPO等）の支援に関すること。 - 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。 - 国民保護措置等に関する相談に関すること。 - その他応急環境生活対策に関すること。 - 被災地等における交通安全に関する総合調整に関すること。
	環境政策	環境政策課	被災地等における環境汚染への対策に関すること。
	生活衛生	生活衛生課	- 被災地等における食品衛生に関すること。 - 遺体の埋葬、火葬及びこれに必要な措置に関すること。 - 被災地等における飲料水に関すること。 - その他被災地等の生活衛生に関すること。

環境生活 対策部	廃棄物・ リサイクル対策	廃棄物・ リサイクル対策課	被災地等における廃棄物の処理に関する事。
	協 力 班	男女共同参画課 自然保護課 人権対策室	部内の各班、他部の応援に関する事。
救援 対策部	救援総務	厚 政 課	- 部内各班及び本部事務局との連絡調整に関する事。 - 関係出先機関との連絡調整に関する事。 - 救援活動の実施に関する事。 - 避難施設の設営及び運営 - 関係出先機関の救援活動の指揮・支援 - 他部に対する応援要請 - 市町に対する救援活動の委任 - 市町の救援事務の指導、支援及び連絡調整に関する事。 - 救援物資の備蓄、運送及び配分に関する事。 - 日赤救護班等、救援に関する防災関係機関との連絡調整に関する事。 - 赤十字標章等の交付・使用許可に関する事。 - 社会福祉施設の応急対策に関する事。
	医 務	医療政策課 医務保険課	- 医療、助産及び救護に関する事。 - 県医師会等医療機関との連絡調整に関する事。 - 医療救護の支援について国等との連絡調整に関する事。 - 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事。 - 医療ボランティアに関する事。 - 病院等における入院患者の安全確保に関する事。
	健康管理 ・防疫	健康増進課	- 避難住民等の健康管理、保健相談に関する事。 - 防疫に関する事。 - 感染症が発生した場合における必要な措置に関する事。
	薬 務	薬 務 課	- 医薬品、医療機器、衛生器材の確保、供給に関する事。 - 血液の確保に関する事。 - 毒物、劇物等化学物質の保安、応急対策に関する事。 - 関係団体等との連絡調整に関する事。
	高齢者 対策	長寿社会課	- 高齢者の安全確保及び避難に係る市町の支援に関する事。 - 老人ホーム等関係施設との連絡調整に関する事。
	こども ・子育て	こども政策課 こども家庭課	- 保育所児童等の安全確保及び避難等に係る市町の支援に関する事。 - 保育所等関係施設との連絡調整に関する事。
	障害者 対策	障害者 支援課	- 障害者の安全確保及び避難等に係る市町の支援に関する事 - 障害者施設との連絡調整に関する事。
	産業労働 対策部	産業労働 総務	- 部内各班及び本部事務局班との連絡調整に関する事。 - 関係出先機関との連絡調整に関する事。 - 電力の安定供給について事業者への要請に関する事。 - 火薬類取扱事業者に対する保安対策の指示に関する事。
	協 力 班	産業脱炭素化推進室 企業立地推進課 経営金融課 イノベーション推進課 労働政策課	部内の各班、他部の応援に関する事。

		産業人材課	
観光スポーツ 文化対策部	観光交通	観光政策課 交通政策課	- 県内の観光客への情報提供、安否情報の確認に関する事。 - バス、トラック等運送事業者に対する運送の確保、手順に関する事。
	外国人 対 策	国 際 課	- 県内の外国人への情報提供に関する事。 - 県内の外国人の安否情報に関する事。 - 外務省との連携調査に関する事。
	協 力 班	観光プロモーション 推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	- 文化財の保護及び応急復旧に関する事 - 部内の各班、他部の応援に関する事。
農林水産 対策部	農林水産 総務	農林水産 政策課	- 部内各班及び本部事務局との連絡調整に関する事。 - 関係出先機関との連絡調整に関する事。
	農業振興	農業振興課 ぶちうまやまぐち 推進課	災害用主食の調達に関する事。
	農村整備	農村整備課	- 海岸、ダム等の被災情報の収集及び応急対策に関する事。 - ダム等の保安対策に関する事。
	畜産振興	畜産振興課	- 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関する事。 - 家畜の管理、防疫に関する事。
	林 務	森林企画課 森林整備課	応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な木材の確保に関する事。
	水産振興	水産振興課	災害対策用船舶(取締船・調査船・漁船)の把握及び斡旋に関する事。
	漁港漁村	漁港漁場 整備課	救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保及び斡旋に関する事。
土木建築 対策部	土木総務	監 理 課 技術管理課	- 部内各班及び本部事務局との連絡調整に関する事。 - 関係出先機関との連絡調整に関する事。 - 建設業者、関係団体等に対する支援要請及び連絡調整に関する事。 - 資機材の調達及び確保に関する事。 - 避難住民等の収容施設及び臨時の医療施設開設のための土地、家屋等の使用に関する事。
	道 路	道路整備課 道路建設課 都市計画課 山口きらら博 記念公園交流 拠点化推進室	- 避難経路の確保に関する事。 - 警察との連携による緊急輸送路の確保に関する事。 - 道路及び橋梁の被害情報の収集及び応急対策に関する事。 - 道路使用に関する自衛隊、米軍等との調整に関する事。 - 避難地・施設となった都市公園施設の安全対策に関する事。
	河 川	砂 防 課 河 川 課	- 砂防設備等、河川、海岸、ダムの被災情報の収集及び応急対策に関する事。 - ダムの保安対策に関する事。

土木建築 対策部	港 湾	港 湾 課	・ 港湾施設、山口宇部空港の保安対策に関すること。 ・ 港湾施設、山口宇部空港使用に関する自衛隊、米軍との調整に関すること。
	住 宅	住 宅 課 建築指導課	・ 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 ・ 応急仮設住宅の建設等に関すること。 ・ 被災建築物の危険度判定に関すること。
経 理 部	経理総務	会 計 課	・ 部内各班及び本部事務局との連絡調整に関すること。 ・ 応急救助に要する経費、義援金の出納に関すること。
	物品管理	物品管理課	・ 食料、飲料水、医薬品及び生活必需品を除く必要物資の調達に関すること。 ・ 応急復旧に必要な輸送車両の調達及び緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。
電気工水 対策部	企業総務	総 務 課	・ 部内各班及び本部事務局との連絡調整に関すること。 ・ 関係出先機関との連絡調整に関すること。
	企 業	電気工水課	・ 発電施設及び工業用水道施設の保安対策及び応急対策に関すること。
文教 対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・ 施設整備室 教育情報化 推進室	・ 部内各班及び本部事務局との連絡調整に関すること。 ・ 関係出先機関との連絡調整に関すること。 ・ 被災文教施設の応急復旧に関すること。 ・ 応急教育の実施に資する I C T 環境の確保に関すること。
	学校教育	教 職 員 課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	・ 児童生徒の保護に関すること。 ・ 応急教育の実施に関すること。 ・ 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること。 ・ 学校施設における避難、救援活動への協力に関すること。
	学校保健	学校安全・ 体育課	・ 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。 ・ 児童生徒の避難措置に関すること。
	協 力 班	地域連携教育推進課 人権教育課	・ 部内の各班、他部の応援に関すること。
県 警 察 本 部			・ 情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 ・ 被災者の救出救護に関すること。 ・ 避難の指示及び誘導に関すること。 ・ 避難誘導の際の危険箇所への立入禁止、退去等の措置に関すること。 ・ 緊急輸送路の確保に関すること。 ・ 住民の避難、緊急物資の運送等のための交通規制に関すること。 ・ 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 ・ 生活関連等施設の立入制限、退去に関すること。 ・ 身元の確認、遺族等への遺体の引渡しに関すること。 ・ 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他社会秩序等に関すること。
応援 協力部	各種委員会事務局 監査委員事務局 県議会事務局		・ 県議会議員に対する各種情報の提供に関すること。 ・ 他部の応援に関すること。
各部共通			・ 所管施設等の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関すること。

②地方本部の所掌事務（関係部局）

対策部・班	関係機関	所掌事務
出先機関共通事項		・ 来庁者等（施設入所者、生徒等）の避難誘導措置に関すること。 ・ 救援活動の実施、支援に関すること。 ・ 被害情報の収集に関すること。 ・ 所属職員の安否確認に関すること。 ・ 庁舎の安全点検、応急復旧に関すること。 ・ 災害応急対策及び被害状況等の本庁、地域行政連絡協議会及び関係機関への報告、通報に関すること。
総合企画部 広報班	県民相談室	・ 国民保護措置等に関する情報提供及び被災者相談窓口の設置並びに苦情等に関すること。
総合企画部 土木建築 対策部 総務班	県民局 長門土木建築事務所	・ 地方本部の設置、運営に関すること。 ・ 構成機関に対する本部の指示・伝達及び情報の収集に関すること。 ・ 市町、消防及び関係行政機関（自衛隊、海上保安部署等）との連絡調整に関すること。 ・ 地域住民等への国民保護措置等の情報の提供に関すること。 ・ 県対策本部への被害報告及び応急対策実施状況に係る報告に関すること。 ・ 住民の避難誘導に係る市町の支援に関すること。 ・ 避難施設の開設・運営に関すること。 ・ 救援活動の実施に係る現地での総合調整に関すること。 ・ 救援活動に関する管内市町との連絡調整に関すること。 ・ 救援活動実施に係る県本部への応援要請等に関すること。 ・ 庁舎、付属施設設備等の被害状況の点検、応急復旧に関すること。
財政班	県税事務所	・ 県税の減免、徴収猶予等の措置に関すること。
	その他の出先機関	・ 救援実施等の応援に関すること。
観光スポーツ 文化対策部 輸送対策班	出先機関	・ 住民避難措置に関する運送事業者との現地での調整に関すること。
環境生活対策部 生活環境班	健康福祉センター （環境保健所）	・ 給水の確保、幹旋に関すること。 ・ 被災地における食品衛生及び環境衛生（廃棄物処理、清掃）、環境保全に関すること。
	その他の出先機関	・ 救援実施等の応援に関すること。
救援対策部 救援総務班	健康福祉センター （社会福祉事務所）	・ 救援活動の実施に係る現地での指揮に関すること。 ・ 高齢者、児童、障害者施設入居者等の避難等に係る市町の支援に関すること。 ・ 救援物資の現地配分、配送に関すること。 ・ その他災害救助部長が指示する事務又は業務に関すること。

救援対策部 医 務 班	健康福祉センター (環境保健所)	- 医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。 - 被災者の救助、医療救護に関すること。 - 地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関すること。 - 医療に関する市町の指導及び応援に関すること。
健康管理・ 防疫班	健康福祉センター (環境保健所)	- 被災者の健康管理、保健相談に関すること。 - 保健、防疫に関して市町の指導及び応援に関すること。
	福 祉 総 合 相 談 支 援 セ ン タ ー (精神保健福祉部)	健康福祉センター（環境保健所）が実施するメンタルヘルスケアの支援に関すること。
薬 務 班	健康福祉センター (環境保健所)	- 医薬品及び衛生器材の確保に関すること。 - 毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関すること。
	その他の出先機関	救援実施等の応援に関すること。
農林水産対策部 農林振興班	農林水産事務所等 (農業部)	災害用主食の調達に関すること。
農村整備班	農林水産事務所等 (農村整備部)	- 海岸・ダム等の被災情報等の収集及び応急対策に関すること。 - ダム等の保安対策に関すること。
畜 産 班	農林水産事務所等 (家畜保健衛生所)	家畜の管理、防疫に関すること。
林 務 班	農林水産事務所等 (森林部)	応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な木材の確保に関すること。
	その他の出先機関	総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。
水産振興班	農 林 水 産 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局	- 漁業協同組合との連絡調整及び県本部との連絡調整に関すること。 - 災害対策船舶（取締船・漁船）の把握及び斡旋に関すること。
漁港漁村班	農 林 水 産 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局	救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保及び斡旋に関すること。
	その他の出先機関	救援実施等の応援に関すること。
土木建築対策部 土木総務班	土 木 建 築 事 務 所	- 土木関係出先機関、本部、警察等の関係機関及び業者等との調整に関すること。 - 避難住民等の収容施設及び臨時の医療施設開設のための土地、家屋等の使用に関すること。 - 資機材の調達及び確保に関すること。
道 路 班	土 木 建 築 事 務 所	- 警察との連携による緊急避難路の確保に関すること。 - 道路及び橋梁の被害情報の収集及び応急対策に関すること。 - 交通規制に関すること。 - 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。
河 川 班	土 木 建 築 事 務 所 ダム管理事務所	- 河川・砂防設備等・ダムの被災情報の収集及び応急対策の実施に関すること。 - ダムの保安対策に関すること。

土木建築対策部 港 湾 班	土 木 建 築 事 務 所 港 湾 管 理 事 務 所 港 務 所	・ 港湾施設の保安対策に関すること。 ・ 海上保安部署との連絡調整に関すること。 ・ 離島住民の避難等に関する港湾施設の確保等に関すること。
空 港 班	山口宇部空港事務所	・ 空港施設設備の安全点検、応急対策に関すること。 ・ 空港利用者の避難誘導等安全対策に関すること。 ・ 航空機事故発生時の応急対策の実施に関すること。
住 宅 班	土 木 建 築 事 務 所	・ 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 ・ 応急仮設住宅の建設に関すること。 ・ 被災建築物の危険度判定に関すること。
	その他の出先機関	・ 救援実施等の応援に関すること。
電気工水 対策部	利 水 事 務 所 発 電 事 務 所 工業用水道事務所	・ 発電施設及び工業用水道施設との保安対策及び応急対策に関すること。
文教対策部	県 立 学 校	・ 文教対策部が実施する対策に準じる。
	その他の出先機関	・ 救援実施等の応援に関すること。

(15) 「山口県国民保護現地対策本部」の設置 (法28条関係) (防災危機管理課)

知事は、避難住民の規模や武力攻撃災害の状況等を勘案し、現地において、重点的な措置を講ずる必要があると判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて「山口県国民保護現地対策本部」を設置する。

この場合において、現地対策本部は、現地本部長の指示に基づき、関係市町対策本部や指定地方公共機関等と連携を図りながら、現地での国民保護措置を迅速かつ的確に実施する。

① 組織

現地本部長：副本部長、対策本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

現地本部員：本部長が、現地対策本部設置の際に定める。

② 設置場所：各地方本部（県総合庁舎、土木建築事務所等）

③ 現地対策本部と地方本部の関係

現地対策本部を設置した場合において、すでに地方本部を設置しているときは、当該地方本部の組織は、現地対策本部に吸収される。

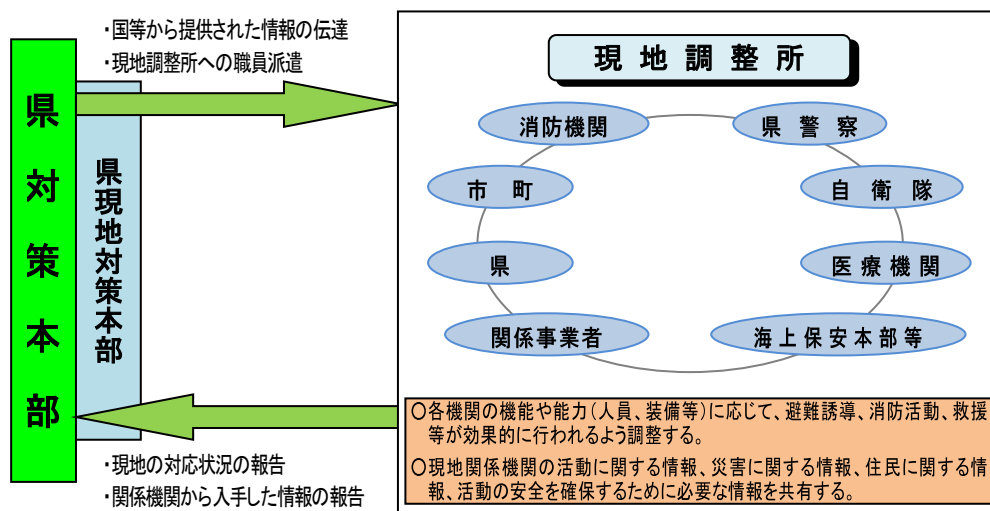
(16) 現地調整所の設置

① 知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

なお、現地調整所を速やかに設置する必要がある場合に、県以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、県は当該現地調整所に職員を参画させ、関係機関による円滑な連絡が図られるよう、積極的に連絡調整に当たらせるものとする。

② 現地調整所は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の規模及び影響を受ける区域の範囲等を勘案して、県が現地関係機関の連絡調整に最も適切に対処し得ると判断されるとき（市町が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、国民保護措置が市町の区域を越えて実施される場合等）は、県により設置されるものとする。

※【現地調整所の組織イメージ】



(17) 県対策本部の廃止（法30条関係）（防災危機管理課）

知事は、内閣総理大臣から総務大臣を経由して、県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 通信の確保（防災危機管理課・デジタル政策課・デジタルガバメント推進課）

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町における通信の確保

市町は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の対策本部との連携（防災危機管理課）

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報の共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、県は、国の現地対策本部による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合は、当該協議会に出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、国及び県が実施する国民保護措置について相互に協力して連携を図る。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請（法29条関係） （防災危機管理課）

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

（各省庁の窓口については、資料編参照）

(2) 市町からの措置要請

県は、市町から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(法 15 条関係)

(防災危機管理課)

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- ① 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う（防衛省の連絡窓口については資料編参照）。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容※

エ その他参考となるべき事項

※想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- ① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- ② 知事は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ③ 知事は、国民保護等派遣（自衛隊法第 77 条の 4）を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法第 76 条）及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援 （法 12 条関係）（防災危機管理課・健康福祉部・県警本部）

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

② 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。（警察本部）

③ 応援を求める都道府県との間であらかじめ広域応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その広域応援協定等に基づき行う。（防災危機管理課・健康福祉部）

(2) 事務の一部の委託（法13条関係）（防災危機管理課・健康福祉部）

① 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

（法21条関係）

（防災危機管理課・健康福祉部・観光スポーツ文化部）

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

（法151条～153条関係）

（防災危機管理課・人事課）

(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

- (3) 県は、市町から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (4) 教育委員会等の委員会及び監査事務局等の委員は、職員の派遣を要請し、又は幹旋を求めようとするときは、あらかじめ知事に協議する。
- (5) 知事は、市町から職員の派遣についての幹旋の求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、幹旋を行う。

7 県を行う応援等 (防災危機管理課・人事課)

- (1) 他の都道府県に対して行う応援等 (法 12 条、13 条関係)
- ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。
- (2) 市町に対して行う応援等 (法 14 条関係)
- ① 県は、市町から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 県は、市町がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
- ③ 県は、市町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (法 21 条関係)
- 県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(法 4 条関係)

(1) 自主防災組織に対する支援 (防災危機管理課)

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、市町を通じ、適切な情報提供を行うこと等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等 (県民生活課・厚政課)

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等 (厚政課)

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

9 住民への協力要請

(県・市町)

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導 (法 70 条)
- 避難住民等の救援 (法 80 条)
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
(法 115 条)
- 保健衛生の確保 (法 123 条)

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等 (全部局)

(1) 警報の通知 (法46条関係)

- ① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、市町長、県の他の執行機関、放送事業者その他指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の機関に通知する。

【警報の内容】法第44条第2項

- ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ・ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

※ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。

※ 勤務時間内は、防災危機管理課職員が受信、勤務時間外は、防災危機管理課若しくは消防保安課当直員が受信し、防災危機管理課職員に連絡する。

※ 職員参集は、防災における職員参集システムを活用し行う。

※ 警報の通知は、災害対策室から一斉FAX等により通知するとともに、受信確認を行う。

【各機関への通知、受信確認責任者】

通 知 先	通知責任者	受信確認責任者
市町長	防災危機管理課	防災危機管理課
指定地方公共機関(ガス事業者2)		防災危機管理課
〃 (運送事業者3)		観光スポーツ文化部
〃 (山口県医師会)		健康福祉部
〃 (放送事業者4)		広報広聴課
県の執行機関		防災危機管理課
その他の機関		関係部局

② 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町に対しては、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(法第50条)

(2) 警報の伝達等 (法第48条関係)

① 県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、第2編第1章第4の2に掲げるところに従って、警報の内容を伝達する。

(関係部局)

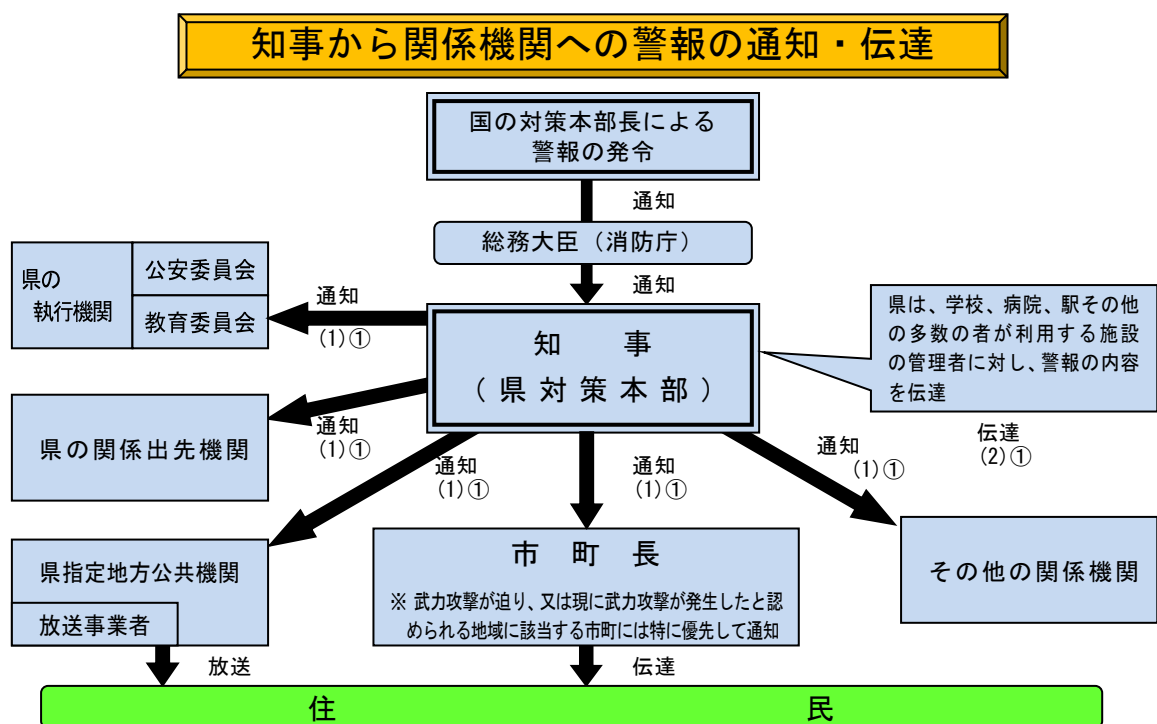
② 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載する。

(広報広聴課)

③ 県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるよう努める。

(警察本部)

関係機関への警報の通知・伝達の仕組み



(2)② ※県は、ホームページに警報の内容を掲載

(2)③ ※県警察は、拡声器を活用するなどして警報の伝達に協力

2 市町長の警報伝達の基準

(法４７条関係) (市町)

- (1) 市町長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。
 - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。
 - ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれない場合
 - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
 - イ なお、このことは、市町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。
- (3) 市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急通報の発令

(全部局)

(1) 緊急通報の発令 (法 99 条関係)

- ① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

- ② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容 (法 99 条関係)

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

※【緊急通報の内容の一例】

【山口県 A 郡〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが漂着。武装した不審集団が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、山口県緊急事態連絡室まで電話すること。

(3) 緊急通報の通知方法 (法 100 条関係)

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする(警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。)。

※【各機関への通知、受信確認責任者】

通 知 先	通知責任者	受信確認責任者
市町長	防災危機管理課	防災危機管理課
関係指定公共機関 (22)		
指定地方公共機関(ガス事業者2)		
〃 (運送事業者3)		観光スポーツ文化部
〃 (山口県医師会)		健康福祉部
〃 (放送事業者4)		広報広聴課
県の他の執行機関		防災危機管理課
その他の機関		関係部局

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送 (法 101 条関係)
(広報広聴課)

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

第 2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示 (法 5 2 条関係) (防災危機管理課)

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

- ① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、市町長、県の他の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

- 避難措置の指示の内容 (法第 5 2 条第 2 項)
- ・ 住民の避難が必要な地域 (要避難地域)
 - ・ 住民の避難先となる地域 (避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。)
 - ・ 関係機関が講ずべき措置の概要

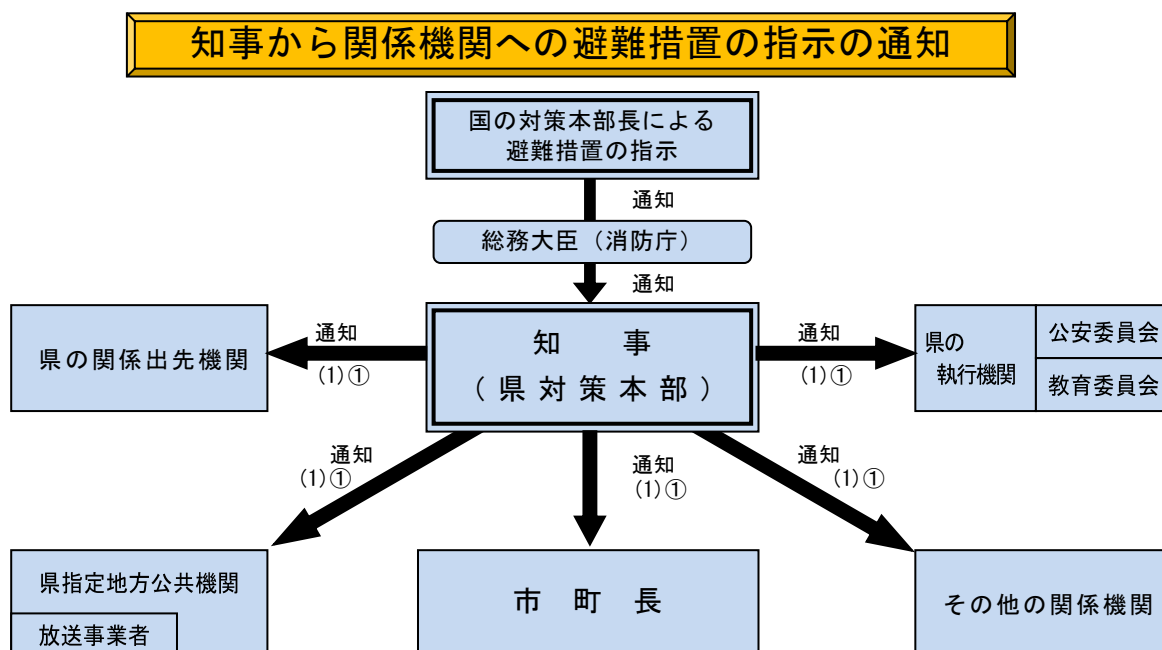
- ② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

- ③ 通信及び受信確認は、警報の通信責任者、受信確認責任者に準じて行う。

【各機関への通知、受信確認責任者】

通 知 先	通知責任者	受信確認責任者
市町長	防災危機管理課	防災危機管理課
指定地方公共機関(ガス事業者 2)		
〃 (運送事業者 3)		観光スポーツ文化部
〃 (山口県医師会)		健康福祉部
〃 (放送事業者 4)		広報広聴課
県の他の執行機関		防災危機管理課
その他の機関		関係部局

関係機関への避難措置の指示の通知の仕組み



(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

① 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

② 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

(3) 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。

2 避難の指示

(全部局)

(1) 住民に対する避難の指示 (法54条関係)

- ① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。
- ② 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

※ 陸上避難経路や輸送手段は、本部員（警察本部長、土木建築部長、観光スポーツ文化部長）が自衛隊の部隊等と協議の上、対策本部において決定する。

※ 離島住民の海上避難経路や輸送手段は、本部員（警察本部長、観光スポーツ文化部長、土木建築部長）が関係市町長、所管の海上保安部長等と協議し、対策本部において決定する。

※ 健康福祉部長は、避難先地域となる市町長と調整の上、避難所の設営、救援措置実施に当たっての準備、調整を行う。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的な資料】

- 県の地図
(※ 県対策本部員が同一の地図を共有できるよう、卓上に広げることが可能な大きさの地図)
(※ 地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの)
- 区域内の人口分布
(※ 市町毎の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 知事の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、市町、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

【避難の指示に際して調整を要する事項】

要避難地域に該当する市町毎の避難住民数の把握（防災危機管理課）
・ 関係市町からの最新情報の入手
避難のための輸送手段の調整（観光スポーツ文化部・警察本部）
・ 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整 ・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整 ・ 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意
主要な避難経路や交通規制の調整（土木建築部・警察本部）
・ 県警察との避難経路の選定 ・ 自家用車等の使用等に係る調整 ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整
県内外の避難施設の状況の確認（防災危機管理課）
・ 避難施設データベースにより、条件を検索し、避難施設の候補施設を選定
国による支援の確認（防災危機管理課）
・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整 ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認 ・ 防衛省への支援要請
市町との役割分担の確認（防災危機管理課）
・ 市町の誘導能力の把握、市町の支援要望の聴取、広域的な調整
自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（防災危機管理課・土木建築部）
・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 ・ 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応 (必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)

③ 動物の保護等に関する配慮（環境生活部）

県は、国（環境省、農林水産省）から示された「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について」（平成17年8月31日付け）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

④ 要避難地域の拡大設定（法54条関係）

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、この場合において、県は、本県の地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、県の判断により、当該住民へも避難を指示することとする。

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

山 口 県 知 事

○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難してください。

- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

- (1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

- (2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

- 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。
- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
 - ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送（法５７条関係）

- ① 放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。
- ② 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整（法５８条関係）

（防災危機管理課・土木建築部・観光スポーツ文化部・警察本部）

- ① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。
 - ・避難住民数、避難住民の受入予定地域
 - ・避難の方法（輸送手段、避難経路）等
- ② この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- ③ 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ県内の市町と協議を行いつつ、県内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。
- ④ 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整 **（防災危機管理課・土木建築部）**

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告 **（法54条関係）（防災危機管理課）**

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6) 避難の指示の関係機関への通知方法 **（法54条関係）（防災危機管理課）**

原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。この場合において、避難先地域を管轄する市町長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(7) 避難施設の管理者への通知 **（法54条関係）（施設所管部局）**

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

※ 離島における住民の避難

(防災危機管理課・観光スポーツ文化部・農林水産部・土木建築部・警察本部)

- ① 知事は、離島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡する。
 - ・ 避難すべき住民の数、想定される避難方法
 - ・ 現在確保が見込める輸送手段、今後不足する輸送手段の見込み
- ② 知事は、運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行う。
- ③ この場合において、県は、市町と連携しながら、輸送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や漁港、港湾や飛行場までの輸送手段、輸送経路等）を定める。

※ 武力攻撃原子力災害の場合

知事は、武力攻撃原子力災害による避難においては、国の指示に基づき、山口県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行う。

※ NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

(8) 武力攻撃の類型に応じた避難指示

武力攻撃の類型に応じた避難指示の留意事項は、以下のとおり。

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

なお、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁）及び県が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム（J－ALER T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

なお、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅牢な施設や建築物の地階などに避難すること。

- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。
- ② ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待つかとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ③ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町と県警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

なお、退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待つかとまがない場合もあることから、かかる場合には、知事は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示する。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の住民については、市町長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

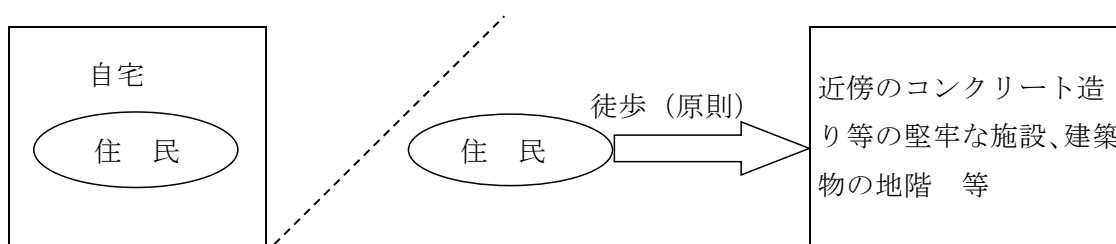
- ② このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていく。

(9) 基本的な避難の類型

住民の避難は、武力攻撃の類型や事態の推移、時間的余裕、さらには、被害の状況等に応じ、屋内などへの一時避難、市町内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態で実施することになるが、基本的な避難の類型と方法は、以下のとおりとする。

① 屋内避難

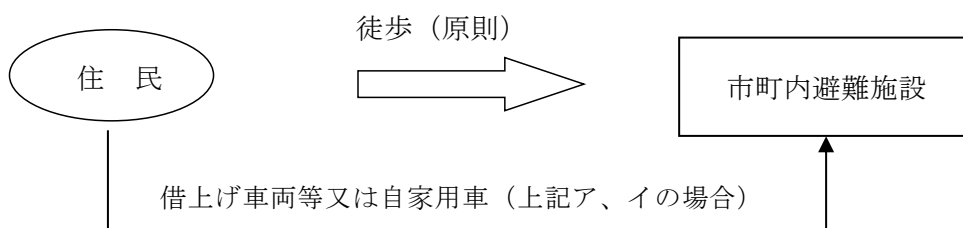
- 避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等によっては、他の安全な地域に避難する。



② 市町内避難

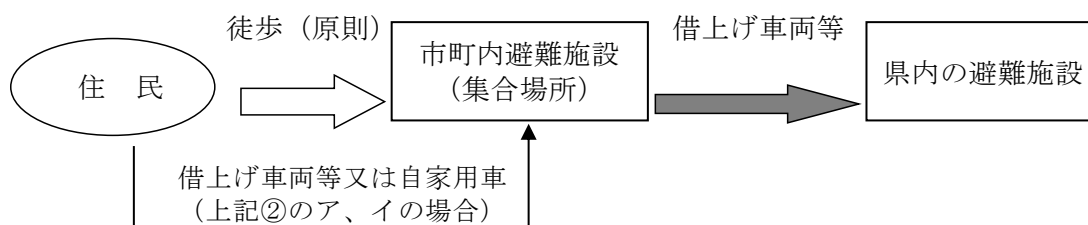
- 避難方法 徒歩を原則とする。ただし、次の場合は、バス等の借上げ車両（登録自家用車を含む）および公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）又は、自家用車を補完的に使用する。

ア 徒歩による避難が困難である避難行動要支援者の避難
イ 半島、中山間地域などで公共交通機関が限られている地域等の住民の避難



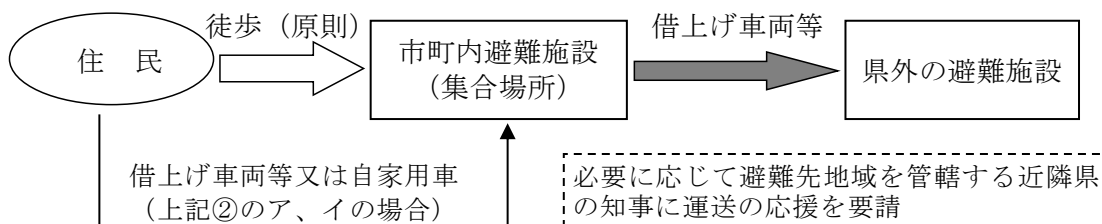
③ 県内避難

- 避難方法
- ・市町内避難所への避難は市町内避難のとおり。
 - ・市町内避難所から県内の避難所までは、借上げ車両等を使用する。



④ 県外避難

- 避難方法
- ・市町内避難所への避難は市町内避難のとおり。
 - ・市町内避難所から県外の避難所までは、借上げ車両等を使用する。

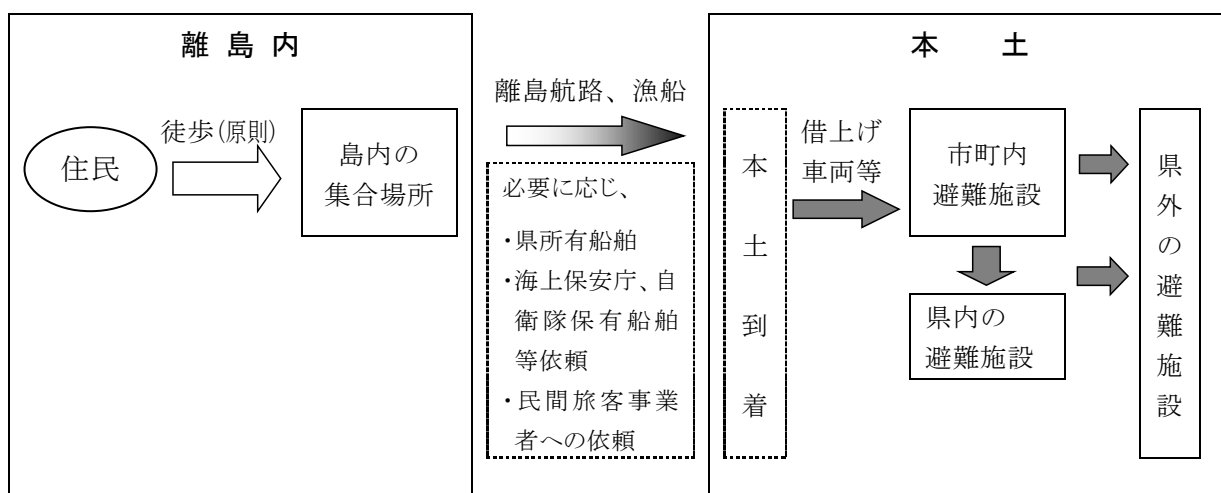


(10) 本県の地域特性に応じた避難の方法

有人離島が多数存在するなどの本県の地域特性に応じた基本的な避難方法は、以下のとおりとする。

離島の全住民の本土への避難（着上陸侵攻等、要避難地域が広範囲に及ぶ場合）

- ・ 本土への避難は、離島航路の利用を基本とするが、人口、離島航路の旅客定員及び本土までの所要時間を踏まえ、離島ごとの避難の難易性について検討したところ、
 - ① 離島航路のみで対応が可能と考えられるものが情島(周防大島町)など17島
 - ② 離島航路のみでは対応がやや遅れるものが端島・柱島・黒島(岩国市)、見島(萩市)の4島と考えられる。
- ・ 離島航路のみでは、迅速な対応が難しい②の4島については、
 - ア 県所有船舶（漁業取締船、教育実習船等）の活用
 - イ 海上保安庁及び自衛隊に対し、航空機及び船舶による運送を要請（6島はいずれもヘリコプター離着陸場を備えていることから、状況により、ヘリコプターによる運送を要請）
なお、自衛隊との調整については、連絡員として県対策本部に派遣された自衛官を通じて行う。
 - ウ 他の離島の旅客航路事業者へ運送を依頼
 - エ 国の支援を得て、民間の旅客航路事業者へ運送を依頼
- ・ 漁船により出漁している離島住民については、当該漁船により最寄りの本土側漁港に避難するよう、市町村が漁協を通じて漁業無線、携帯電話等により連絡
- ・ 本土到着後は、借上げ車両等により避難施設まで移動



離島航路による離島住民の避難

《参 考》

[市町] 島 名	人 口 (人)	旅客定員 (人)	往 復 回 数	所 要 時 間 (分)	避難時間 (時間)	避難難易性			ヘリ離着陸場数
						①	②	③	
[岩国市] 端 島 柱 島 黒 島	1 6 1 0 8 1 3	7 0	3	3 6 ~ 5 9	5. 9		○ ○ ○		1 1 1
[周防大島町] 情 島 浮 島 前 島 笠佐島	3 0 1 7 2 6 6	2 5 6 2 2 8 1 2	2 3 1 1	1 5 3 0 2 0 7	1. 0 3. 0 0. 7 0. 3	○ ○ ○ ○			1 1
[柳井市] 平郡島	2 3 0	2 5 8	1	平郡西 6 0	2. 0	○			2
[田布施町] 馬 島	2 5	4 8	1	8	0. 3	○			
[平生町] 佐合島	6	4 8	1	8	0. 3	○			
[上関町] 祝 島 八 島	2 7 5 1 8	7 5 5 8	5 1	四代 1 5 3 5	2. 5 1. 2	○ ○			1 1
[光 市] 牛 島	3 0	6 1	1	2 0	0. 7	○			1
[周南市] 大津島	1 7 9	2 0 0	1	刈尾 3 0	1. 0	○			1
[防府市] 野 島	6 5	9 5	1	3 0	1. 0	○			1
[下関市] 蓋井島 六連島	8 0 7 8	8 0 8 0	2 2	4 0 2 0	2. 7 1. 4	○ ○			2 1
[萩 市] 見 島 大 島 櫃 島 相 島	6 1 7 5 6 4 2 1 0 8	2 0 0 1 5 0 5 ~ 1 0 1 3 0	4 5 1 1	本村 7 0 2 5 1 0 4 0	9. 3 4. 2 0. 4 1. 3	 ○ ○ ○	○		4 2 2
2 1 島	2, 6 2 8					1 7 島	4 島		2 3

※人口：令和6年4月1日住民基本台帳より。

※避難難易性（避難所要時間には乗降等に要する時間を含まず。）

- ①避難所要時間・・・5時間以内
- ② 〃 ・・・5～10時間
- ③ 〃 ・・・10時間以上

※櫃島は、個人所有船舶を借上使用。平郡島、大津島、大島、相島はフェリー。

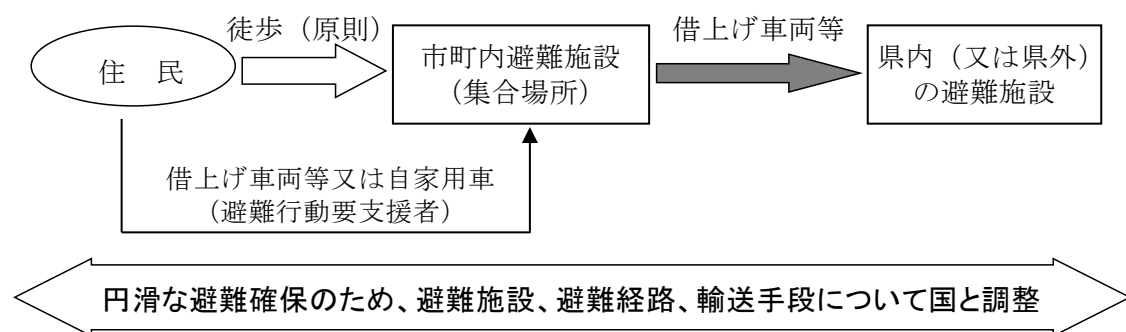
県所有船舶一覧《山口県》

所 属	船 名 (竣工)	総トン数 (トン)	最大搭載 人 員 (乗組員含)	速 力 (ノット)	用 途	行動海域 (基地)
農林水産部 水産振興課	きらかぜ (H 1 4 . 3)	1 1 4	2 0	最大 3 9 巡航 3 5	漁業取締	日本海 (下関)
	せきしょう (H 2 1 . 1 0)	6 1	1 3	最大 4 0 以上 巡航 4 0	漁業取締	瀬戸内海 (徳山)
農 林 水 産 部 水産研究 センター	かいせい (H 2 8 . 6)	1 2 5	1 8	最大 13.27 巡航 1 2	試験調査	日本海 (仙崎)
農林水産部 水産研究 センター	すおう (R 5 . 3)	1 4	1 3	最大 2 9 巡航 2 5	漁業・環境 調査	瀬戸内海 (徳山)
教育庁 大津緑洋高校	^{かいゆう} 海友丸 (H 2 2 . 3)	6 9 8	9 0	最大 15.64	教育実習	東シナ海 (仙崎)
	すいこう (H 1 5 . 3)	1 9	3 0	最大 20. 4	教育実習	日本海 (仙崎)

自衛隊施設、米軍施設の周辺地域における避難

- 施設が防衛活動の拠点となる等の特性があることから、侵害排除活動との輻輳を避けるため、県及び関係市町は、国と連携を密にし、避難施設、避難経路及び輸送手段を確保する。
- 県内に8箇所存在する自衛隊基地等の周辺地域における避難については、あらかじめ各基地等の連絡窓口を把握し、武力攻撃事態等においては、各基地等の連絡窓口を通じ、避難経路の確保等に必要な情報の収集等を行う。
- 米軍施設周辺地域における住民の避難については、地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国において必要な調整が図られることとされている。

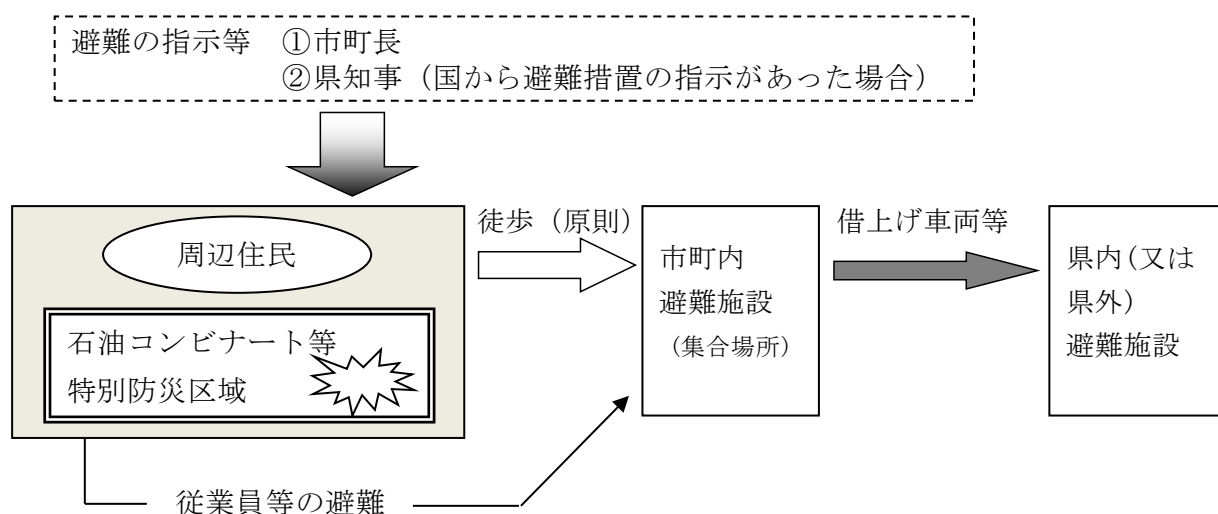
従って、知事は、米軍施設周辺の住民及び米軍基地内の日本人従業員の避難が必要となる場合には、関係省庁をはじめ、米軍基地及び地元岩国市と緊密な連携を図り、住民の避難に関する措置を実施する。



- ・ 知事は、自衛隊や米軍の施設等で、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、緊急の必要があると認めるときは、周辺の住民に対し退避を指示し、また警戒区域の設定等を行う。この場合において、知事は、直ちに、退避の指示や警戒区域の設定をした地域を管轄する市町長に、その旨を通知する。
- ・ 知事は、道路、港湾施設等における国民の保護のための措置と武力攻撃を排除するために必要な自衛隊及び米軍の行動等のための利用のニーズが競合し、国の対策本部長が利用指針を策定する場合において国の対策本部長から意見を聴かれたときは、必要に応じて関係市町の意見を聴きつつ、早急に情報をとりまとめ、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等を踏まえて必要な意見を述べる。

石油コンビナート等に係る武力攻撃災害が発生又は発生のおそれがある場合の周辺住民等の避難

- ・ 石油コンビナート等特別防災区域内で災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、基本的に「山口県石油コンビナート等防災計画」又は「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」に基づき、関係市町長による避難の指示又は勧告により避難
- ・ 国から避難措置の指示があった場合は、知事による避難の指示により避難



3 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町長の避難実施要領策定の支援（法 6 1 条関係）（防災危機管理課・警察本部）

知事は、市町長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町長による避難誘導の状況の把握（法 6 2 条～6 4 条関係）

（防災危機管理課・警察本部）

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町長による避難住民の誘導の支援や補助（法 6 7 条関係）（全部局）

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町長に対して食品、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町長の要請の調整（防災危機管理課・警察本部）

知事は、複数の市町長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町長への避難誘導に関する指示（法 6 7 条関係）（防災危機管理課）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町長により行われなときは、知事は、市町長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請（防災危機管理課）

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応（法 6 8 条関係）（防災危機管理課）

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整（法 7 1 条、7 2 条関係）

（防災危機管理課・観光スポーツ文化部）

知事は、市町の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

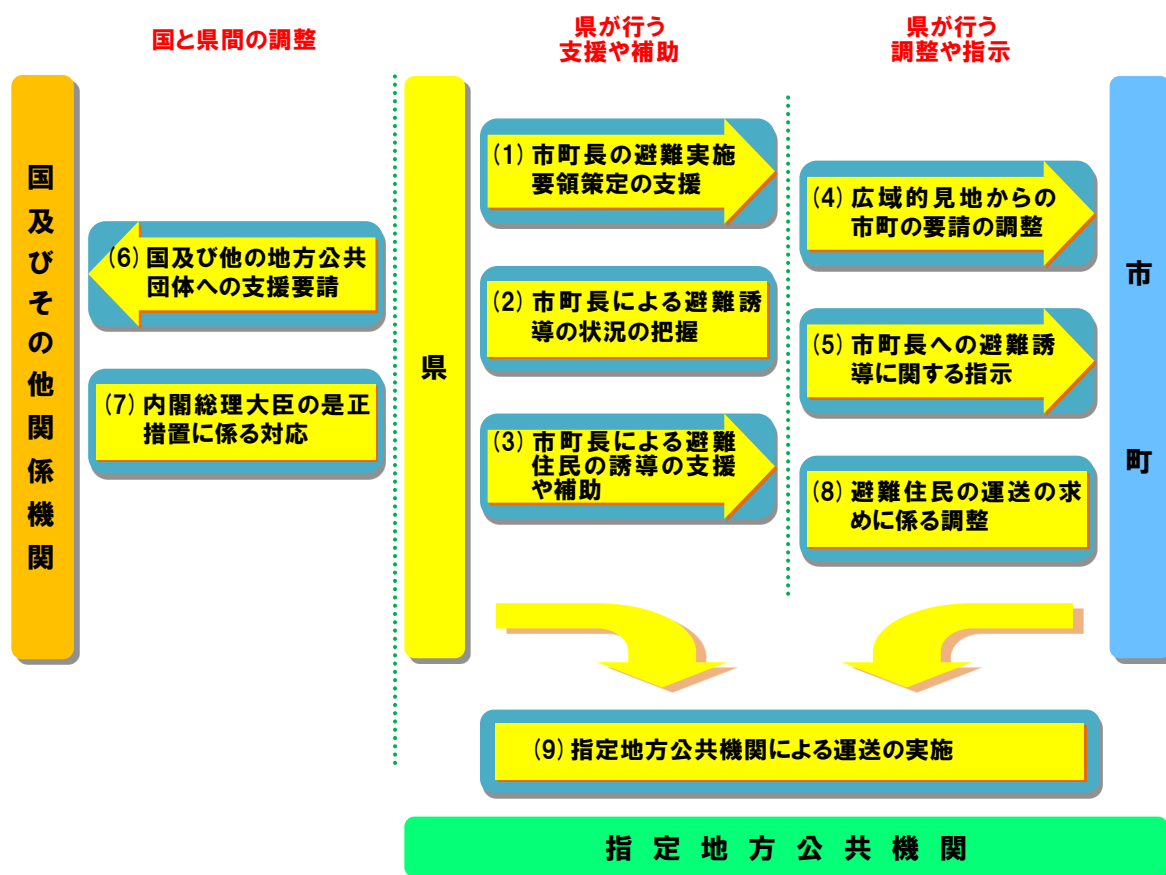
知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施（法71条関係）

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

県による避難住民の誘導の支援等



4 避難実施要領 (法 6 1 条関係) (市町)

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項を市町国民保護計画の基準として定める。

(1) 避難実施要領の策定

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

※ 避難実施要領に定める事項

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：○月○日15:20、15:40、16:00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線 AA 駅より、〇月〇日の 15：30 より 10 分間隔で運行する B 市 B1 駅行きの電車で避難を行う。B 市 B1 駅に到着後は、B 市及び A 市職員の誘導に従って、徒歩で B 市立 B1 高校体育館に避難する。)

⑦ 市町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、〇月〇日 18：00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0×-××52-××53) 担当○田×夫)

【避難実施要領の一例】

避難実施要領（案）

山口県A市長

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A 市対策本部 担当 △山○男

T E L 0×-52××-××51（内線 ××××）

F A X 0×-52××-××52

・・・以下略・・・

5 避難所等における安全確保等

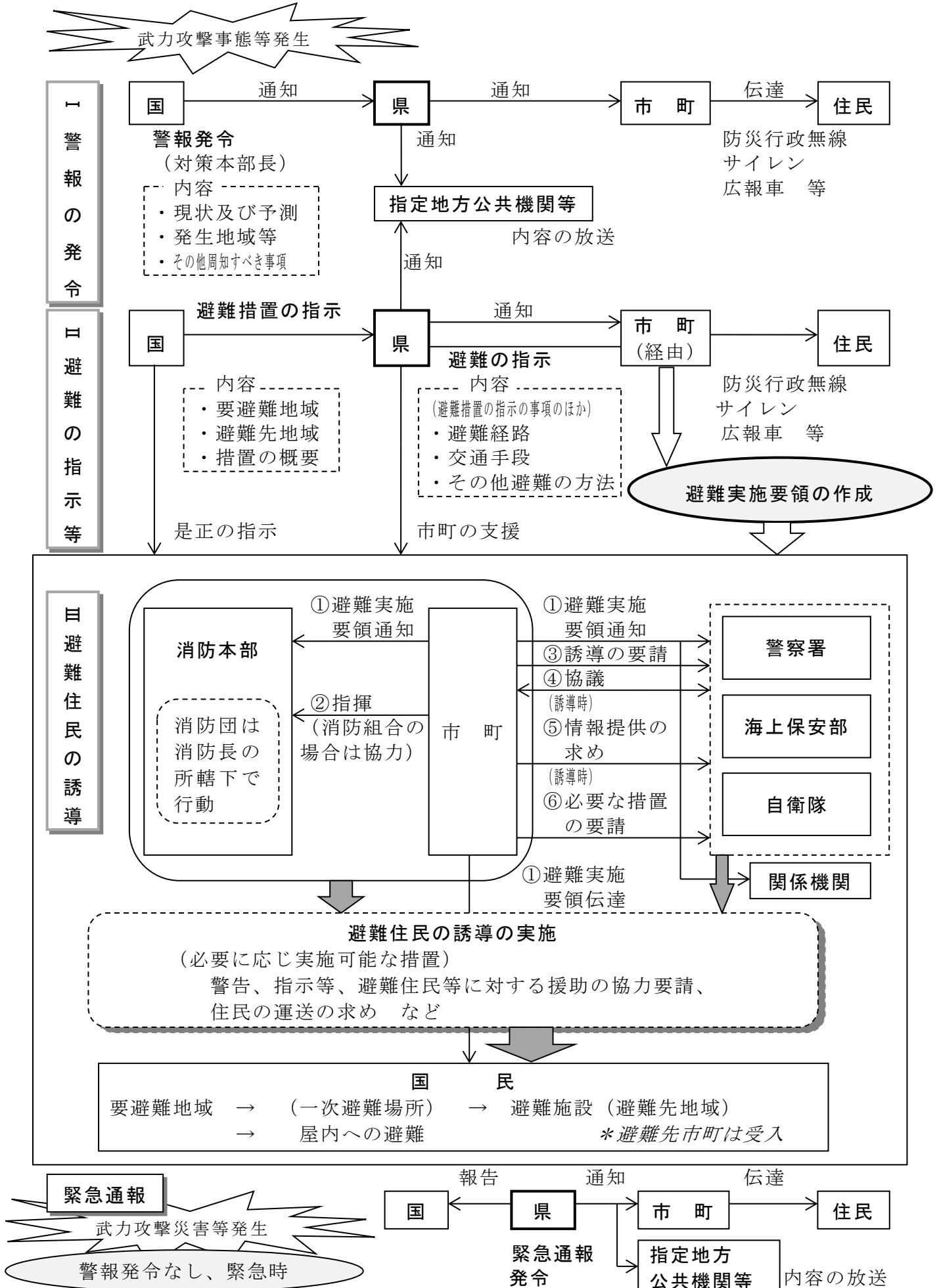
(警察本部)

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

<警報及び避難の指示等フロー>

(参 考)



第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施（総括：健康福祉部・救援の内容に応じた関係部局）

(1) 救援の実施（法75条関係）

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町による救援の実施に係る調整（法76条関係）

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、関係市町長と十分協議の上、救援に関する事務の一部を当該市町長が行うことを決定し、その役割分担に沿って、市町長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町長へ通知し、直ちにその旨を公示する。

(3) 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行う。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等（健康福祉部）（法 8 6 条、8 7 条関係）

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め（防災危機管理課・消防保安課・健康福祉部）

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町との連携（健康福祉部）（法 7 6 条関係）

1 (2)において市町が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携（健康福祉部）（法 7 7 条関係）

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等（観光スポーツ文化部）（法 7 9 条関係）

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第 3 編第 4 章第 2 の 3 の(8)に準じて行う。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送（法 7 9 条関係）

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第 3 編第 4 章第 2 の 3 の(9)に準じて行うものとする。

3 救援の内容

(法 75 条関係)

(1) 救援の基準（健康福祉部）

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料（防災危機管理課・健康福祉部）

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

※【県対策本部において集約すべき基礎的資料（前掲）】

- ・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備
- 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
 - （※ 特に、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - （※ 特に、大量の食料や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網を把握）
 - （※ 仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等）
- 関係医療機関のデータベース
 - （※ 災害拠点病院やNBC 攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ）
 - （※ NBC の専門知識を有する医療関係者のリスト）
- 救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 墓地及び火葬場等のデータベース
 - （※ 墓地及び火葬場等の所在及び対応可能数等）

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与（健康福祉部）

- ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 介護等しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

（総合企画部・環境生活部・健康福祉部・観光スポーツ文化部・農林水産部）

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引渡し場所や集積場所の確認、輸送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産（健康福祉部）

- ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・ 避難住民等の健康状態の把握
- ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 2
- ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

④ 被災者の捜索及び救出（防災危機管理課・消防保安課・警察本部）

- ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報等の情報収集

⑤ 埋葬及び火葬（環境生活部）

- ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- ・ その他、山口県広域火葬実施要領を踏まえた対応

⑥ 電話その他の通信設備の提供（防災危機管理課）

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・ 聴覚障害者等への対応

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理（土木建築部、健康福祉部）

- ・ 住宅の被災状況の把握（被災戸数、被災の程度）
- ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置

⑧ 学用品の給与（教育庁）

- ・ 児童生徒の被災状況の把握
- ・ 不足する学用品の把握
- ・ 学用品の給与体制の確保

⑨ 死体の捜索及び処理（防災危機管理課・健康福祉部・警察本部）

- ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報の確認
- ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ・ 死体の一時保管場所の確保

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（土木建築部）

- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・ 障害物の除去の施工者との調整
- ・ 障害物の除去の実施時期
- ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

（4）救援実施体制の確立（健康福祉部・関係部局）

県は、救援措置が円滑に実施できるよう必要な事項を別途定め、救援実施体制の確立を図る。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項（健康福祉部）

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

①核攻撃等	・ 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（負傷の程度による治療優先順位の区分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
②生物剤による攻撃	・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置） ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成、医療活動の実施
③化学剤による攻撃	・ 県警察、消防は、早期に患者を除染し医療機関へ搬送 ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成、医療活動の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(法 81 条～85 条関係) (健康福祉部)

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、以下の措置を講ずる。ただし、この場合においては、次のことに十分留意する。

ア 緊急の必要があること
イ 他に取し得る手段がないこと
＜実施する場合は＞
ウ 必要最小限度とすること
エ 公正かつ適正な手続きの下に行うこと

【措 置】

- ・ 救援の実施に必要な医薬品等の物資※であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ・ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ・ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ・ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則として土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ・ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ・ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ・ 医療の要請及び指示

※ 物資

医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材（収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。）、燃料、その他厚生労働大臣が定めるもの（未定）]

(2) 指定行政機関の長等に対する要請

知事は、県内において特定物資が緊急かつ大量に必要となるなど、当該特定物資の確保が困難な状況となった場合は、指定行政機関の長等に対し、必要な措置を講じるよう要請を行う。

(3) 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者※に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

※ 医師、看護師その他の医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士

(救援の際の物資の売渡し要請等一覧)

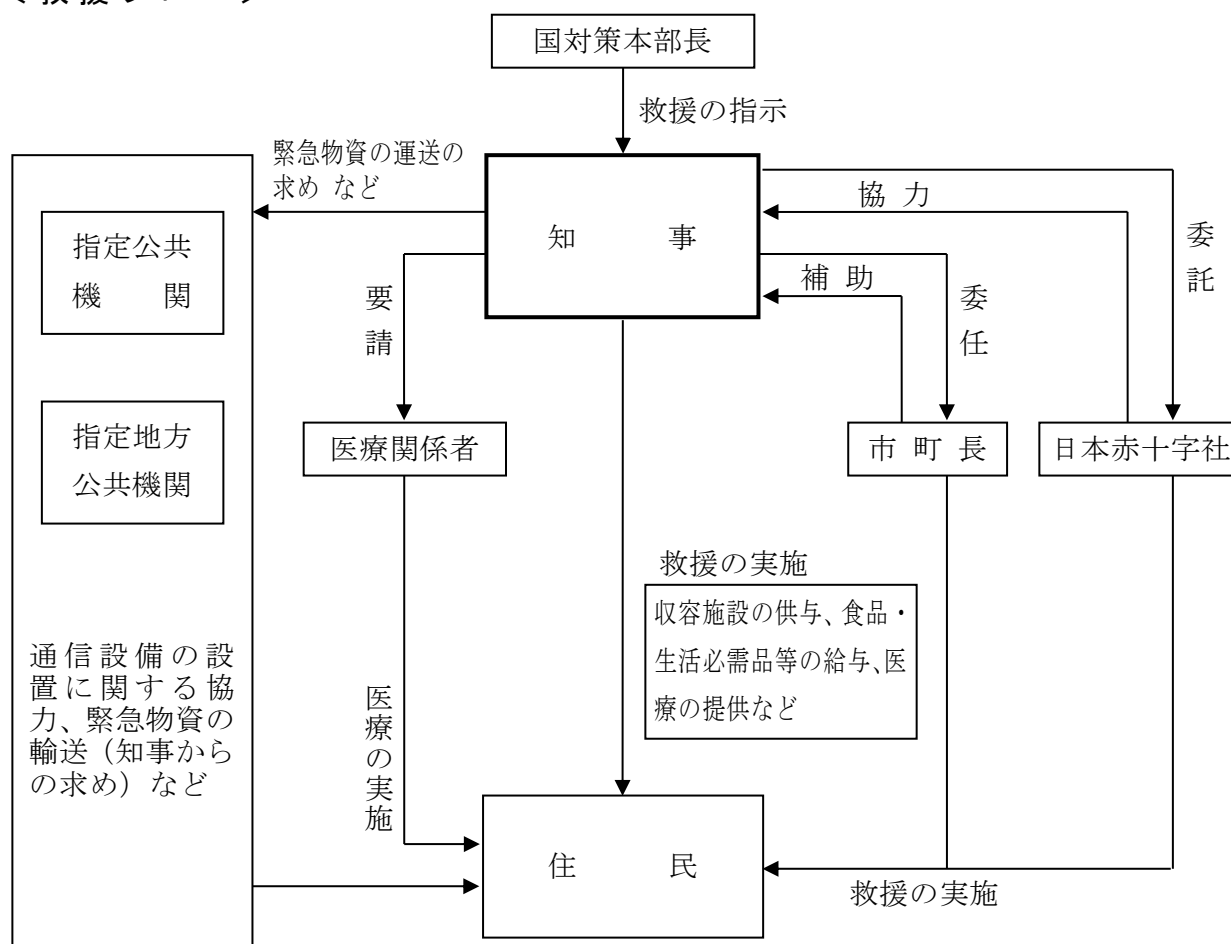
措置		時 期	相手方	公用令書の交付等	立入検査等
特定物資の売渡しの要請等	①売渡しの要請	救援実施に必要と認めるとき	特定物資の所有者	—	—
	②収用	①で正当な理由なく要請に応じないときかつ特に必要があると認めるとき		公用令書交付必要 (→特定物資の所有者及び占有者)	立入検査可 (特定物資の状況)
	③保管命令	特定物資の確保のため緊急の必要があるとき		公用令書交付必要 (→特定物資を保管すべき者)	立入検査 (特定物資の状況、保管の状況) 必要な報告の求め可
土地等の使用 (土地等:土地、家屋、物資)		収容施設又は臨時の医療施設を開設するため必要と認めるとき <要件> ○相手方の同意 なお、次の場合は、特に必要な場合に限り同意なしで使用可 ①正当な理由なしに同意しない場合 ②所在不明で同意が求められない場合	土地等の所有者及び占有者	公用令書交付必要 (→土地等の所有者及び占有者) ※事後交付できる場合有り	立入検査可 (土地、家屋、物資の状況)
医療の要請等	①要請	大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるとき	医師 歯科医師 薬剤師 保健師 助産師 看護師 准看護師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 救急救命士 歯科衛生士	—	—
	②指示	①で正当な理由なく要請に応じないときかつ特に必要があると認めるとき		場所、期間その他必要な事項を示す書面必要	

※ 公用令書を事後交付できる場合

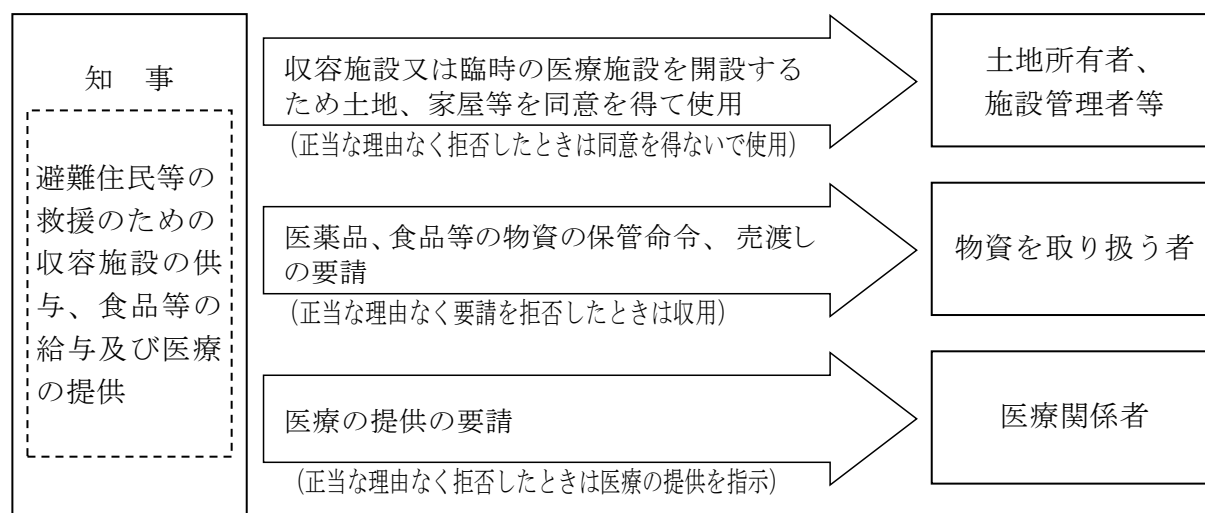
- ① 土地…交付すべき相手方が所在不明
- ② 家屋又は物資…占有者に交付した場合において所有者の所在が不明
- ③ 相手方が遠隔地に居住のため交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合で、相手方に公用令書の内容を通知をしたとき

(参 考)

< 救 援 フ ロ ー >



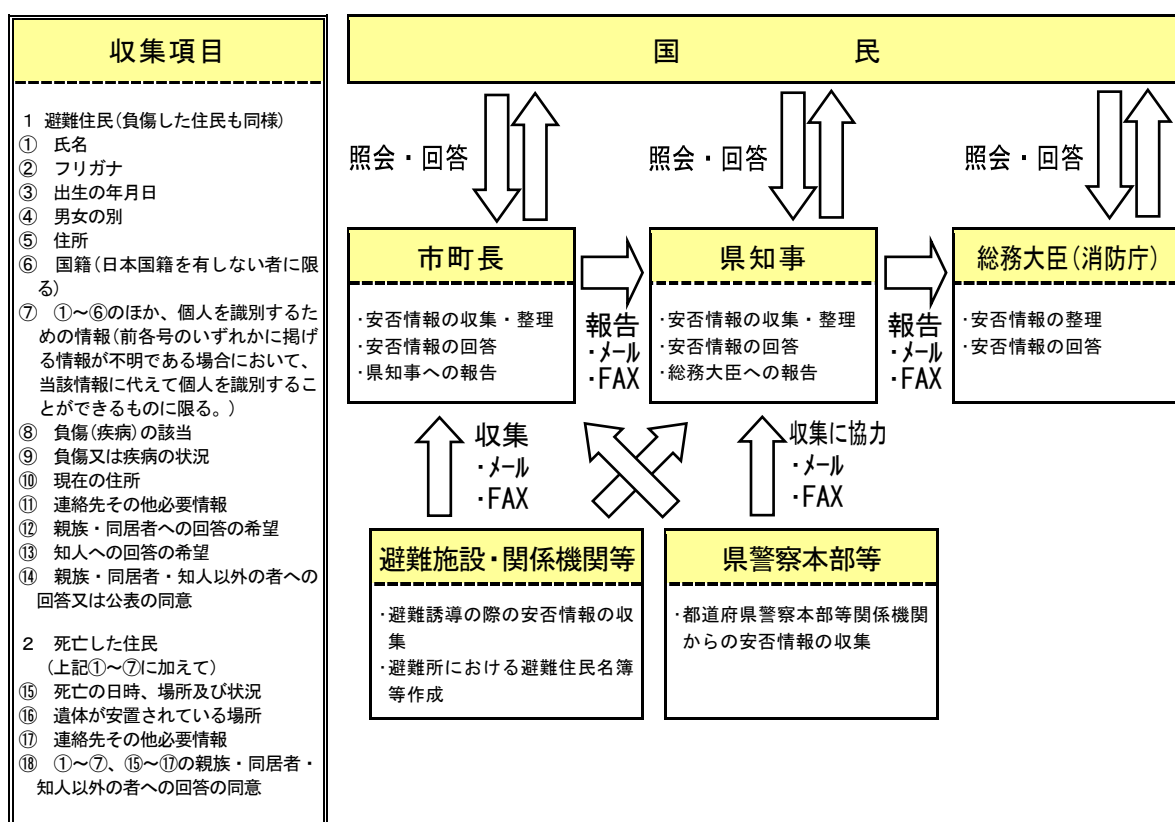
< 救援のための物資の売渡しの要請等 >



第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うこととし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(法94条関係) (防災危機管理課・警察本部)

(1) 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、収集した情報は、総務大臣への報告書様式（様式第1号）の内容を基本に整理を行うとともに、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 総務大臣に対する報告

（法94条関係）（防災危機管理課）

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（資料編に掲載）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システムにより消防庁に報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

（法94条関係）（防災危機管理課・広報広聴課）

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口により、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

参考）様式第3号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）。

(2) 安否情報の回答

- ① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

(法96条関係) (健康福祉部・国際課)

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町による安否情報の収集及び提供の基準

(法 9 4 条関係) (市町)

(1) 市町による安否情報の収集

市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

6 指定地方公共機関による安否情報の収集への協力

(法 9 4 条関係)

安否情報を保有する指定地方公共機関は、県、市町が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、その業務の範囲内で、照会に応じてその保有する安否情報を提供するなど、協力を努めるものとする。

※県、市町が安否情報の収集を要請する場合の留意事項

→ 1 (3) 「安否情報収集の協力要請」

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(法98条関係) (防災危機管理課・警察本部)

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察等の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

(法 1 0 2 条関係) (関係部局・警察本部)

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認する。

【施設の安全確保に関する確認事項】 (イメージ)

施 設 名	施設の安全確保に関する確認事項
〇〇	(チェック例) ・ 警備員の人数を増加させる等、警備強化を行ったか？ ・ 監視カメラが適切に作動しているか確認したか？ など ※ 内閣官房主導の下で各省庁が定める「安全確保の留意点」に従って項目を記載。

※記載事項については、公開することにより支障が生じないように配慮する。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、県警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な範囲内で必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

※ 緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請することとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

※ 立入制限区域について

① 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が設定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

② 公示等

県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。海上保安部長等も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場においては、海上保安官が警察官と同様の措置を取ることとされている。

③ 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

(5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (法103条関係)

(防災危機管理課・消防保安課・薬務課・産業政策課)

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※ 既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係は別表のとおり。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の１号、２号、３号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

１号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

２号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

３号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第１０３条第３項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は第二条各号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法 第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第一項の規定により権限を有する知事から薬局医薬品製造販売業の許可を受けた者が取り扱うもの。	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

(法 104 条関係)

(防災危機管理課・消防保安課)

- (1) 県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。このため、運用は、「山口県石油コンビナート等防災計画」又は「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」の定めによる。

なお、当該計画で定める災害応急措置等に関連して、法第 104 条により読み替えた石油コンビナート等災害防止法の関係条文は、次のとおりである。

(異常現象の通報義務)

第 23 条 特定事業所においてその事業の実施を総括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関または指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画および石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、その旨を消防署または市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

- 2 消防署長または市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、当該市町村の国民の保護に関する計画および石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を都道府県知事、石油コンビナート等防災本部、警察署、海上保安部その他の関係機関に通報しなければならない。

(自衛防災組織等の災害応急措置)

第 24 条 特定事業者は、その特定事業所において前条第 1 項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程および石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関または指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画および石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織および共同防災組織に災害の発生または拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

- 2 前項の特定事業者が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関または指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画および石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、その特定事業者の自衛防災組織を派遣するなど同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

(災害応急措置の概要等の報告)

第26条 特定地方行政機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第9条に規定する国の行政機関の地方支分局その他国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。）の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生または拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況およびその実施した措置の概要について、それぞれその国民の保護に関する計画または国民の保護に関する業務計画および石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、都道府県知事および石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

(2) 石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等に関する措置もあわせて講ずる。

6 武力攻撃原子力災害への対処 （法105条関係）（防災危機管理課）

県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携を図り、モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査及び簡易除染の実施、飲食物の摂取制限等について、山口県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め为例により行う。

第2 N B C 攻撃による災害への対処

県は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとし、対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C 攻撃による災害への対処 (法107条、108条関係)

(防災危機管理課・環境生活部・健康福祉部・農林水産部・警察本部)

県は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町、消防機関及び県警察等からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて地方衛生研究所（県環境保健センター）、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食品の流通や摂取が行われることがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、県環境保健センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講ずる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 知事及び県警察本部長の権限 （法１０８条関係）

内閣総理大臣の要請を受けた知事又は同知事から要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
３号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
５号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

１．	当該措置を講ずる旨
２．	当該措置を講ずる理由
３．	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
４．	当該措置を講ずる時期
５．	当該措置の内容

第3 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、退避の指示等の応急措置は、基本的に市町長が行う措置であるが、緊急の必要があると認めるときは、知事が自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことができることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示 (法112条関係) (防災危機管理課・警察本部)

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

【退避の指示（一例）】

- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※ 屋内退避の指示

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置

- ① 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- ② 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町長、その他関係機関に速やかに通知する。
- ③ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ④ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、市町長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

2 事前措置 (法 1 1 1 条関係) (防災危機管理課・警察本部)

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。

知事が当該指示をした場合には、直ちに市町長へ通知する。

また、市町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をするものとする。

警察署長は、知事又は市町長から要請があったときは、同様の指示をする。

3 警戒区域の設定 (法 1 1 4 条関係) (防災危機管理課・警察本部)

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。
- ② 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ③ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による警戒区域の設定等

- ① 警察官は、市町長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

4 応急公用負担等 (法 1 1 3 条関係) (防災危機管理課・警察本部)

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等 (防災危機管理課・消防保安課・警察本部)

(1) 消防に関する措置等

① 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関等との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊等の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示 (法 1 1 7 条～1 2 0 条関係)

① 市町長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

※【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町の区域にまたがり、被災市町の消防力では対処することができないために他の市町と一体となり、又は他の市町の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡及び市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

※【具体的な例】

1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町長等に対して指示する場合

2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町長等に対して指示する場合

② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

※【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、本県が被災していない場合において、②の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

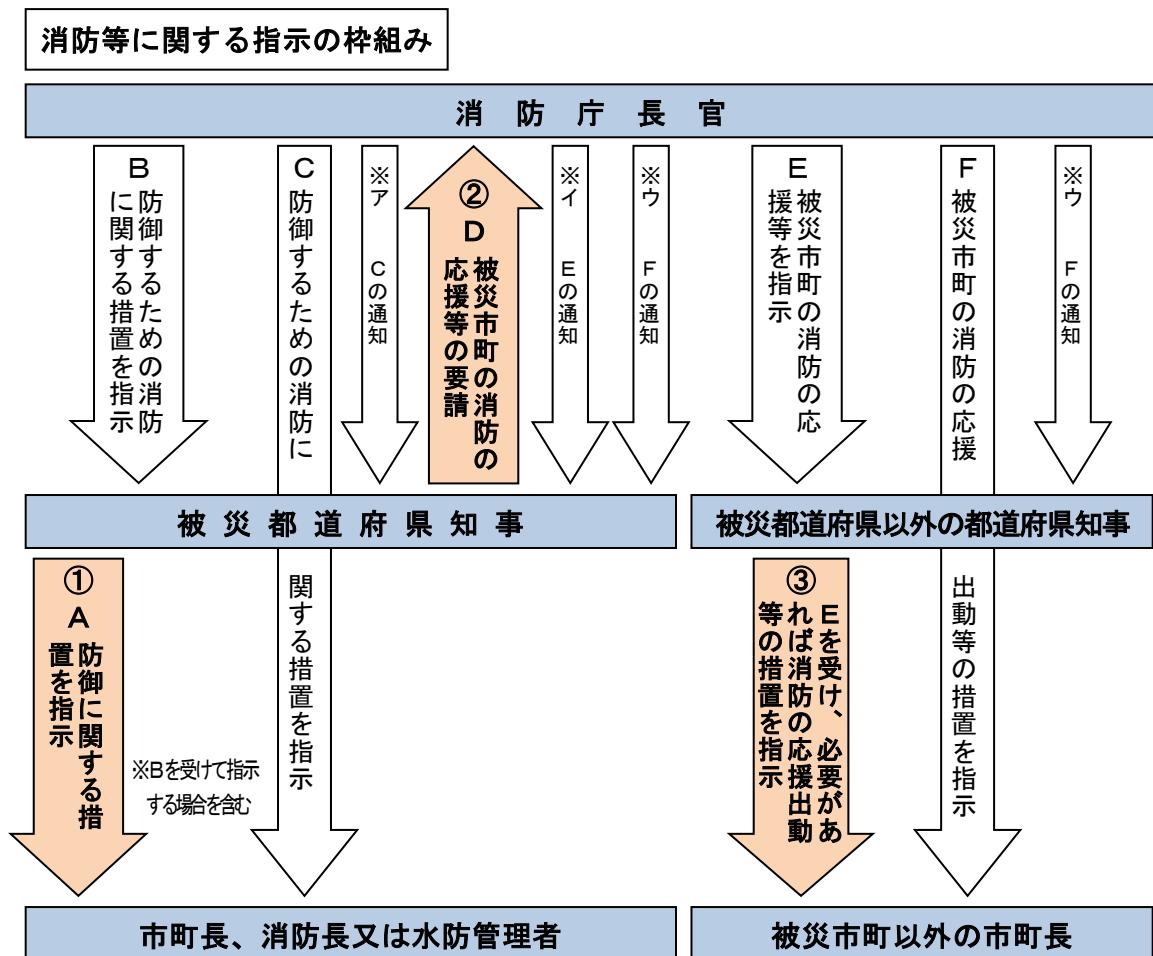
※ 知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては、以下のものがある。

ア 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

イ 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

ウ 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町のため、他の市町長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町の属する都道府県の知事に対する通知

※ 消防等に関する指示の枠組みを図示すれば、下記のとおりである。



注) 図中の①、②、③は、それぞれ本文の (2)①、(2)②、(2)③に対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれ本ページのア、イ、ウに対応している。

第 8 章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告（全部局・市町）

- ① 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通管制用テレビカメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

- ② 県は、被災情報の収集に当たっては、市町に対し、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

- ③ 県は、自ら収集し、又は市町及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに消防庁に報告する。

- ④ 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町に報告を求めることとし、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX 等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

- ⑤ 県警察は、収集した情報を警察庁及び中国四国管区警察局に速やかに報告するとともに県対策本部に連絡する。

(2) 市町及び指定地方公共機関による被災情報の報告等（市町）

市町は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

【被災情報の報告書様式（前掲）】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

〇〇 年 月 日 時 分
山 口 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 〇〇 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重症	軽症			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保 (健康福祉部・環境生活部)

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理 (環境生活部) (法124条関係)

(1) 廃棄物処理の特例

① 県は、環境大臣が指定する特例地域（※廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町に対し情報提供を行う。

② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

③ 平素から県は、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて、廃棄物処理体制を整備する。

① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町からの要求に基づき、各市町及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

3 文化財の保護

(観光スポーツ文化部) (法125条関係)

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

① 知事は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、知事に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 知事は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- ② この場合において、知事は、県の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重する。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定（環境生活部）（法 129 条関係）

(1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請等を実施する。

② 生活関連物資等の需給・価格動向について、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。

(2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第 2 条第 1 項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第 3 条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第 4 条第 1 項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第 4 条第 2 項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

※【価格安定のための措置に関する法令】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号） |
|--|

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育（学事文書課・教育庁）

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について、関係機関と連携し適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等（税務課）

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期限の延長並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保（産業労働部）

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等（健康福祉部・産業労働部・農林水産部・土木建築部）

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

（健康福祉部・農林水産部・土木建築部・企業局）

(1) 県による生活基盤等の確保

① 工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 河川管理施設、道路、漁港、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、漁港、港湾及び空港を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者（事業者団体）である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

（山口合同ガス㈱・（一社）山口県L Pガス協会）

- ② 運送事業者（事業者団体）である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（防長交通㈱・サンデン交通㈱・（一社）山口県トラック協会）

- ③ （一社）山口県医師会は、国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

第 1 1 章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 交通状況の把握 (警察本部)

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管制用テレビカメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施 (警察本部)

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

(3) 緊急通行車両の確認 (会計管理局・警察本部)

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底 (土木建築部・警察本部)

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等 (土木建築部・警察本部)

① 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

② 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

① 赤十字標章等（法157条関係）（健康福祉部）

ア 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

イ 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。



(白地に赤十字)

表面

		(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD			
自衛隊の衛生要員等以外の		常時の	医療関係者用
PERMANENT		臨時の	
for		civilian	medical personnel
TEMPORARY			
氏名/Name			
生年月日/Date of birth			
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as			
交付等の年月日/Date of issue		証明書番号/No. of card	
許可権者の署名/Signature of issuing authority			
有効期間の満了日/Date of expiry			

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

② 特殊標章等（法158条関係）（防災危機管理課）

ア 特殊標章

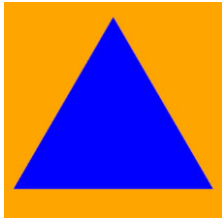
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

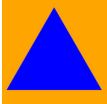
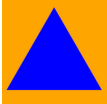
ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



(オレンジ色に青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

(2) 赤十字標章等の交付及び管理 (健康福祉部)

① 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者
(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)

② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理 (防災危機管理課・警察本部)

- ① 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- ② 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧 (法139条～140条関係)

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等 (全部局)

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧 (防災危機管理課)

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請 (全部局)

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧 (全部局)

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町及び指定地方公共機関に対する支援 **（全部局）**

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置 **（観光スポーツ文化部・土木建築部）**

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧 **（農林水産部・土木建築部）**

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾、漁港、空港施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧 (法141条関係)

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等 (全部局)

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧 (全部局)

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(法168条関係)

(1) 国に対する負担金の請求方法 (総務部)

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管 (全部局)

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償 (法159条関係) (全部局)

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償 (法159条関係) (健康福祉部)

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償 (法160条関係) (全部局)

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

(法 161 条関係) (全部局)

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等

(市町)

(1) 国に対する負担金の請求等 (法 168 条関係)

市町は、国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償 (法 159 条～160 条関係)

国民保護法に基づき市町が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態 (法172条関係) (防災危機管理課)

県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

県は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等における「ゲリラや特殊部隊による攻撃」等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達 (防災危機管理課)

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。